

令和6年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和6年6月5日(水)

応招議員(12名)

1番	赤間繁幸君	2番	鎌田暁史君
3番	鈴木利博君	4番	赤間則幸君
5番	佐々木和夫君	6番	鈴木恵子君
7番	金須新一君	8番	田中三恵子君
9番	熱海文義君	10番	石垣正博君
11番	高橋重信君	12番	石川良彦君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	金須	豊洋君
教育長	鳥海	義弘君	総務課長	熊谷	有司君
財政課長	菅野	直人君	まちづくり政策課長	高橋	優君
復興推進課長	門脇	匡哉君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	伊藤	義継君
農政商工課長	本間	文二君	地域整備課長	武藤	亨介君
上下水道課長	齋藤	正智君	会計管理者	赤間	良悦君
学校教育課長	角田	倫明君	社会教育課長	片倉	剛君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 相澤幸子 主事 高橋映瑠

議事日程第2号

令和6年6月5日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔5人 13件〕

◎一般質問通告順

	6.	4番	赤間則幸	議員
	7.	2番	鎌田暁史	議員
	8.	5番	佐々木和夫	議員
	9.	8番	田中三恵子	議員
	10.	1番	赤間繁幸	議員
日程第3	報告第4号		専決処分の報告について	
日程第4	報告第5号		専決処分の報告について	
日程第5	報告第6号		専決処分の報告について	
日程第6	報告第7号		専決処分の報告について	
日程第7	報告第8号		繰越明許費繰越計算書について	
日程第8	報告第9号		事故繰越し繰越計算書について	
日程第9	同意第3号		大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	
日程第10	議案第36号		大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について	
日程第11	議案第37号		宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	
日程第12	議案第38号		令和6年度大郷町一般会計補正予算（第2号）	

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員の指名			
日程第2	一般質問〔5人 13件〕			
	◎一般質問通告順			
	6.	4番	赤間則幸	議員
	7.	2番	鎌田暁史	議員
	8.	5番	佐々木和夫	議員
	9.	8番	田中三恵子	議員
	10.	1番	赤間繁幸	議員
日程第3	報告第4号		専決処分の報告について	
日程第4	報告第5号		専決処分の報告について	
日程第5	報告第6号		専決処分の報告について	
日程第6	報告第7号		専決処分の報告について	
日程第7	報告第8号		繰越明許費繰越計算書について	
日程第8	報告第9号		事故繰越し繰越計算書について	

- 日程第9 同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第36号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第38号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第2号）
-

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、4番赤間則幸議員及び5番佐々木和夫議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 通告順6番、赤間則幸でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨日も5名の議員さんたちが御質問立たれましたが、それと多少かぶる部分もございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1番、パストラル縁の郷のテレワーク事業について。

コロナの影響を受け、全国的にテレワークが増加しましたが、現在では利用者が減少し閉鎖する業者も増えていると聞いております。このような状況の中でテレワークを進めているのか伺いたしたいと思います。

2番目、消滅可能性自治体について。

郡内で、大郷町だけが消滅可能自治体と判定されました。数年前から人口が減少し、このような判定が出るのが予測できたと思いますが、今

後どのような対策を講じていくのかを伺いたいと思います。

3つ目、開発センター・道の駅の空きスペースの有効活用についてお聞きしたいと思います。

前にも質問をしましたが、開発センターと道の駅の空きスペースの有効活用を早急にできないものかと伺いました。いまだにそういった動きが見えません。いつになったら空きスペースの活用をするのか。期日を決めて示されたいと思います。

以上、3点でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さんおはようございます。

ただいま、赤間則幸議員の大綱1つ目、パストラル縁の郷のテレワーク事業についての御質問に答弁したいと思います。

テレワーク施設の需用につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大した緊急事態宣言のピーク時よりも低下していることは様々な調査結果が公表されております。

大郷町のテレワーク施設は、農園やレストラン、宿泊施設が併設している珍しい施設であり、自然体験も組み合わせることができます。現在、テレワーク施設に入居する企業の募集に向けて準備を整えているところであります。豊かな環境の中で仕事ができる付加価値をPRし、利用促進に努めてまいります。

大綱2つ目、消滅可能性自治体についての御質問でございます。

金須議員、熱海議員、鈴木議員の質問にも答えましたが、若い世代にターゲットを絞った子育て世帯の支援、働く場の確保のための企業誘致、住宅環境の整備のための住宅造成が重要だと考えております。

今後、大衡村での半導体工場の進出など、町を取り巻く環境が大きく変わっていく中で、かわまちづくり事業、スマートスポーツパーク構想なども含め、将来を見据えた効果的な施策を講じていきたいと考えております。

大綱3つ目、開発センターと道の駅の空きスペースの有効活用についての御質問であります。

現在、利用施設に空きスペースはなく、開発センターについては約半分を中央公民館として利用しております。また、加工、実習室などは月に数回、研修等の場として利用されております。

道の駅おおさとにつきましては、1階が商品販売とフードコートに、2階がキッズスペースとして利用されており、特に雨の日や冬季間はキ

ツブスペースの利用が多くなっております。

コロナ禍が明けて観光事業も回復の兆しがあることから、施設を有効活用していくよう指定管理者と連携を図り、検討してまいります。

さらに有効活用を進めるには、機械設備、備品等の更新等も必要で、具体的な期日につきましては、町の全体計画と併せて検討していきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） ありがとうございます。

それでは、1番目の縁の郷のテレワークについて質問したいと思えます。

テレワーク事業については町の予算を投入し、そろそろ事業を開始できるような状況まで来ていると聞いておりますが、今の答弁にもございましたが、今からPRなりテレワーク事業に参加してくれる企業の方に募集をするということを伺いました。それについて、今現在、もう少し早くそういった企業さんへのPRとか募集をすることはできなかったんでしょうか。もう出来上がる時にするのでは、ちょっと遅過ぎると思います。その辺、執行部にお聞きしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

こちらのテレワーク施設につきましては、6月28日までの工期となっております。現在、こちらの最終的な料金の設定ですとか、それから、あとはどの時期に開始するかという最終的な日程の調整をしております。

今のイメージで、今の段階の調整で言いますと、会議室、コワーキングスペース、それから研修室スペース2部屋につきましては7月早々に供用を開始したいと考えておりました、サテライトオフィスにつきましては、1か月なり1か月半なりのお試し期間といいますか、プレオープン状態にしまして、一度見ていただきながら、その後に本格的に供用開始したいというようなスケジュールを考えておりますが、現在調整中ですので最終的には少し変わる場合があるかと思えますが、そのように今検討しております。

早速にでも募集できますように、最終調整が終わりましたら進めてまいります。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4 番（赤間則幸君） せっかくこのように税金を投入して、このような宿泊施設を潰してまでこのテレワークのところをつくってやるのですから、やっぱりいろいろな方に使っていただかないと、その事業は成り立たない、もしくは失敗ではないか、そういうふうに思います。

そのためにも、やはり町としてのPR活動、それをやっぱり重点的に、少し早い段階でやってもらったら、もう少し早めに人を募集して。金額は後でもいいと思うんです。このような事業をやりますということで、もっともっとやっぱり発信していかないと、やっぱりお客様は寄ってこないと思いますので、その辺をもう少し強く発信するような取組、それを考えていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、早めに広く周知しながら、ここに参画していただける方を募集してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4 番（赤間則幸君） 確かに今、テレワークがここ3、4年前から始まりまして、コロナ禍でかなり使われる方の人数が増えたと聞いていますが、コロナ禍を過ぎて随分衰退しております。そういう中でも、今年入ってからですかね、多少、ちょっと利用する方が上向きになっているという情報も聞いております。

そういう中で、やっぱりそういう方々をつかむような努力をしていただいて、フェーズ的にはもうやっぱりテレワーク自体が第3ピークぐらいいに入っているような感じに私は思うんですが、その辺をやっぱりもっともっとこの大郷町の縁の郷、自然豊かで、テレワークする方々はちょっと会社に行きたくないとか、何かそういう方もいらっしゃるみたいなので、やっぱりそういう自然の中で仕事ができる、こういう環境で大郷町はすばらしい、緑があつてすばらしいと、こういうところでやっぱりできる、仕事ができると、そういったPRを含めながらやっていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

コロナが始まる前は、昨日の答弁の中の再質問でもお答えさせていただきましたが、コロナ禍前はテレワーク施設使う方がほとんどいなかった

たという状況になっております。コロナが発生しまして、テレワークの施設の利用がピークを迎えました。その後にもまた下降ぎみでテレワークを使う方が減っているという状況は把握しております。

ただ、一定数の方が、議員さんおっしゃるとおり一定数の方がテレワークを活用しておりますし、私たちも含めて、ウェブ会議というのも非常にコロナ禍におきまして浸透したところがあります。ですので、都市部に事務所を設けなくても、こういったオフィス、サテライトオフィスとかに事務所を構えて、ウェブ会議等で都市部の本社とかともやり取りができますし、コワーキングスペースを使って、こういった自然の中で、集中した環境の中で、静かな環境の中で仕事をするというスタイルも確立されてきているところがございますので、そういった一定数の方々がいらっしゃるということもありますので、できるだけ早期にPRしながらしっかり募集していきたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4 番（赤間則幸君） そのような取組でよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2 番目の消滅可能性自治体について御質問をさせていただきます。

今、このような報道などで消滅可能性自治体と町が判定されました。そういう中で、やっぱりここ数年、前からずっと人口減少続いております。やはり人口を増やさないと、どうしてもそういう消滅可能性自治体から脱却するのがかなり難しいと思ひます。昨日もそういった御質問した議員さんおられますが、やはり住宅地の整備、それをやっぱり早急に町としてやっていただければ、多少なりとも移住者が増えてくると思ひますが、その辺、昨日も聞いたんですがどうでしょうか。

議長（石川良彦君） 先ほどの答弁にあつたとおりだと思ひます。住宅環境整備のため住宅造成が重要だと考えておるといふことでもありますので、それも進めていくといふことで昨日も答えているし、先ほどの赤間議員の答弁もありましたが。具体的にほかにありますか。

赤間議員。

4 番（赤間則幸君） 分かりました。そうしましたら、消滅可能性自治体についてはこの御回答で納得したいと思ひます。

次に参りまして、3 のほうに移らせていただきます。

開発センター・道の駅の空きスペースの活用についてお聞きしたいと思ひます。

やはり空いている場所かなりあります。そして昨日、熱海議員もおっしゃいましたが、空いているスペースに物置になっているということ指摘されました。私もそれは何回か見ておりますが、その辺をやっぱり解消していただいて、2階のスペース、まるで何も、お子さんが遊べるようなスペースはございますが、まだまだ上にも空きスペースあります。それまだ使う予定がなければ、そこに一旦荷物を全部移して、下のほうのスペースを空けてうまく活用できないものかと思いますが、その辺いかがなものでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

昨日、御指摘いただきました開発センターの使用状況につきましては、昨日のうちに確認をさせていただいております。再度確認させていただいております。その上で、改めて今後の開発センター、それから道の駅おおさとの物産館・建物等の使用につきまして、今後、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） それで、やはりせつかくある建物ですからね、それを有効活用するために、もう少し検討じゃなくて、前に進むような方向で、何かあそこに大きな事業を、その建物を使ってね、できるようなことを考えることはできないんでしょうかね。

というのは、昨日ですかね、議員さん言いました温泉、老人ふれあいの家ですかね、そこが今使われていない状況ですよ。そういう中で、それを開発センターの空きスペースなんかに持ってきたりとか。昨日もちよっとお話したんですが、そういうことをするために、大郷にせつかくあった温泉施設、もうなくなってしまいました。これからどうなるか分かりません。ただ、できるかどうかも分かりませんが、私の気持ちとしては、反対に道の駅のあの一角をボーリングして、温泉出して、そしてそこを入浴施設という感じに、ちよっと大きな事業になりますけれども、そういったお考えはないのでしょうか。

議長（石川良彦君） これは町長、町長よろしいですか。課長、課長答弁できないような。

答弁願います。副町長。

副町長（金須豊洋君） ただいまの御質問について、提案として、温泉を掘削して、ふれあいの家的なもので開発センターを利用という御提案だと思

います。そちらにつきましては、なかなか道の駅の地点での、井戸を掘って温泉がというのも、なかなか見通し的には、専門家の意見も聞かなければいけません、私的にはちょっと厳しいのかなと。

ただ、一つは温泉でなくても、今後町内の計画として、ふれあいの家に代わる温泉的な、沸かし湯も一つの温泉ですよ。温泉というか、高齢者の方々に利活用いただけるという視点もありますので、温泉だけではなくて、そういった施設の可能性も含めて、やはり町内に計画を持つという検討のほうはちょっとさせていただきますが、何せ財政投資も必要になってまいりますので、そこら辺は状況を見ながら進めるということで、今すぐそういった対応をしていくということが出来る状況にはないということをお理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。赤間則幸議員、空きスペースと言っていますけれども、町長答弁で、両施設において空きスペースはないということでもありますので、それを踏まえた質問にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 今、温泉ということでちょっとお話させていただきました。今、御回答いただきましてありがとうございます。

思いとしては、やはり今、プラザ、道の駅、開発センター、あの辺がやっぱり町の皆さんがよりどころというか、中心的スペースだと思うんです。ですから、やっぱりそこに人が集まるような施設を、温泉なりということで温泉というのを出したんですが、そうであれば、もう少し活気づいて、周りからももっと人が大郷町に来るんじゃないかなということで、一応お尋ねしました。

また、なるべく空きスペースがないということでお話もありましたが、私が見る限り何かちょっとあるように思うんですが、うまく有効活用できるようにしていただきたいと思います。その辺よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川良彦君） 質問は終わりですか。（「すみません」の声あり）じゃあ質問を続けてください。

4番（赤間則幸君） それで、空きスペースがないように、私から見てまだ空きスペースがあると思いますので、それをなくし有効活用できるように……

議長（石川良彦君） 具体的に指摘してください。空きスペースと言っていますけれども、空きスペースないと言っているんだから、具体的に指摘し

ていただければ答えようがあると思いますけれども。

4番（赤間則幸君） 開発センターの2つ、東側から入って2つの部屋ですね。倉庫代わりに使っているようなところあると思うんですが、その辺のことを私は言っているんですが。

議長（石川良彦君） どうですか。副町長ですね。
副町長。

副町長（金須豊洋君） 空きスペースという点においては、町長答弁でも回答したとおり、そういった空きスペースはないわけですが、やはり町民の方に使っていただいて、利用率が低いという部分は確かにあります。ですので、利用率の低い部分のある部屋に集約して、その部分をどういった利活用するかという活用方法はあると思いますので、その考えにつきましては、先ほど答弁したとおり、検討を進めるということで回答させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 分かりました。そのようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（石川良彦君） はい。（「今の赤間議員の……」の声あり） ちょっとちょっとちょっと、何もありませんから。ちょっと黙っててください。今一般質問の、赤間則幸議員の時間です。（「じゃあその後に時間もらえますか」の声あり） あなたは一般質問していないから。（「大綱2番を答弁求めなかったけれども……」の声あり） 答弁終わりました。答弁、答弁、ちょっと黙っててください。

これで赤間則幸議員の一般質問を終わります。

次に、2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 2番鎌田暁史でございます。

通告に従いまして質問を行います。

大綱1、スマートスポーツパーク構想について。

（1）2月19日の議員全員協議会で、復興推進課よりスマートスポーツパーク構想の狙いと目的は、「中粕川地区の約55ヘクタールに、大郷町の基幹産業である農業が抱える諸問題の解決を図るため、新たな地域振興施策を強力に後押しする地域振興交流拠点の実現を目指します」との説明がございました。この構想では、農業が抱えるどのような問題をどのようにして解決しようとしているのか伺います。

（2）2月19日の議員全員協議会で、スポーツX社から示された資金調達計画では、スポーツX社担当分の事業費が全体で12億9,800万円と

試算されております。担当者からは、「地元金融機関からの借入れや自己資金または株主企業からの借入れによって事業費を調達する」との説明がございました。スポーツX社担当分の事業費について資金調達のめどが立っていることを、町としてスポーツX社から確認をしているか伺います。

(3) 4月22日の議員全員協議会で提示をされました「おおさとスマートスポーツパーク構想全体事業スケジュール(案)[改訂版]」では、行政手続の分類で企業版ふるさと納税関連として令和6年度に実行委員会設立との記載がございました。この実行委員会の構成として、どのような参加団体を想定しておりますか。宮城県や宮城県サッカー協会の参加についてはどのようにお考えか伺います。

大綱の2番、「老人ふれあいの家」のサービスについて。

老人ふれあいの家は、隣接する温泉施設の閉館に伴い、令和5年7月から休館中であります。老人ふれあいの家を利用していた方々から、サービスの再開、もしくは代替となるサービスを求める声が寄せられておりますが、次の点について伺います。

(1) 老人ふれあいの家について、今後の見通しはどうか伺います。

(2) 代替となるサービスについて町のお考えを伺います。

質問大綱の3番、自治体情報システムの標準化について。

国は自治体基幹業務(20業務)を対象に、国が費用を定めた全国统一規格の「標準準拠システム」へ全自治体が合わせることを義務づけております。標準化の期限は令和7年度末となっております。町の対応について確認いたします。

(1) 標準化の対応については、移行期間の延長、費用負担、ベンダー(情報システムを開発・販売する事業者)の不足、標準仕様書の遅れなどの課題が指摘をされております。町の対応ではどのような課題が発生をしているか伺います。

(2) 標準化にかかる費用は全額国庫補助(デジタル基盤改革支援補助金)とされておりますが、上限額があるため自治体負担が発生すると思われま。町の持ち出しは概算でどの程度となる見込みか伺います。

(3) 令和5年6月議会で、標準化に伴うガバメントクラウドへの移行についての指摘がございました。自治体が独自に取り組んでいる施策(税の軽減措置や免除など)について、移行前まで対応していた部分については継続していく部分もあるとの答弁でございました。今後もこの

方針を続けていくかどうか伺います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの鎌田議員の大綱1つ目のスマートスポーツパーク構想についての御質問にお答えしたいと思います。

（1）の農業が抱える問題をどう解決していくのかにつきましては、大郷町が抱えている諸問題として、人口減少、流出、農業の担い手不足、農業従事者の高齢化が挙げられる。問題解決の一翼を担う新たな地域振興策としてスマートスポーツパーク構想が計画されました。スマートスポーツパーク構想の実現により農業振興について期待される効果は、次の5つを考えてございます。

1つ目は、スポーツ選手の若い人材への農業機会の提供による担い手の確保、2つ目は、セカンドキャリアとして農業を選択できる次世代型農業スタイルの普及促進、3つ目は、ITを駆使したスマート農業による持続的な農業推進と新たな雇用機会の創出、4つ目は、農産物の地産化など新たな販路・消費拡大、5つ目は、スポーツ関連施設での地元物産を活用した商品開発と提供、農業と触れ合う議会の創出、担い手育成や支援などによる地域活性化の推進であると考えております。これを行政、民間業者、地元農業者が連携・協力して進めることで問題解決を図りたいと考えております。

（2）の資金調達の見途につきましては、現時点で想定される事業費について、自己資金の追加調達、地元金融機関や株主、企業からの借入れなど、それぞれ調達を進めるとスポーツX株式会社より聞いてございます。

3つ目の実行委員会構成につきましては協議を開始したところでございます。今後、他地域の成功事例を参考にしながら、宮城県、県サッカー協会も選択肢に含め、組織として望ましい構成になるよう検討を進めてまいります。

この県サッカー協会会長の大久保氏と、先日、私、直接お会いする機会がございましたので、本町のこの事業の内容についても十分説明を申し上げて、協会といたしましてもサッカー事業の進展に大きな寄与することを期待しているという御意見をいただきました。

大綱2つ目、老人ふれあいの家サービスについての御質問でございます。

（1）の今後の見通しにつきましては、温泉施設の新たな所有者が決

まり次第、今後の温泉施設の活用について確保するとともに、あわせて、ふれあいの家の利用についても協議したいと考えております。

2つ目の代替サービスにつきましては、温泉施設の代わりとなる施設はございませんが、施設設置の目的でもある高齢者の健康保持や介護予防による福祉の増進、また、交流の場の提供としては、いきいき百歳体操や健康長寿対策事業、生きがい健康づくり事業など、既存の事業を活用いただきたいと思いますと考えております。

大綱3つ目の自治体情報システムの標準化についての御質問であります。

(1)の町の課題につきましては、導入コストの一部負担や通信費等のランニングコストの使用負担が課題となっていくと思われれます。

(2)の費用につきましては、移行費用が約2億3,000万円、国庫補助金の上限額が約2億1,700万円で、約1,300万円が町負担でございます。また、移行後、ランニング費用が年間約1億3,000万円で、全額町負担となる見込みでございます。

(3)の独自施策を移行後も継続していくのかにつきましては、今後引き続き取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 大綱1の(1)につきまして再質問を行います。

スポーツX社が実施スケジュールを作成しております。これによりますと、令和9年度、つまり3年後に第1工区の稼働が開始をする予定となっております。それで、みちのく仙台FCのメンバーの方々が農業に着手できるのは、これから約3年後以降になると思われれますが、この認識で合っておりますか、お伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

スポーツX社の契約している社員さんがサッカー選手として活動しているわけですが、サッカー選手が農業に携わるというのは、可能であれば既に存在している地元の法人さんというところも選択肢として入れていると話を聞いておりますので、もしそこで要望とか、派遣していただきたいかという要望と、スポーツXさんの選手の派遣のところが合致するようなことがあれば、3年というところを待たずして、相互が活動できるような可能性はあると思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田議員。

2番（鎌田暁史君） 農業の諸問題を解決する方法として、町はこのスポーツパーク構想が唯一の方法とお考えでしょうか。ほかの方法について検討されることはないのでしょうか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

町内にいろいろな農業の課題がございます。担い手不足、高齢化とかいろいろございます。いろいろな問題がある中で、このSSP構想はそのうちの一助を担っていただくという部分で考えております。

以上でございます。

そのほかにつきましても、担い手の皆様だったり、生産法人の方々ともいろいろな意見交換をしながら、地域の方々とは相談しながら、いろいろな課題解決にも改めて取り組んでまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） スポーツX社による事業の説明の際に、福島市にある福島ユナイテッドFCというサッカーチームが農業部として活動している事例が報告をされました。報道等を見ますと、地元の農家の方々と一緒に育てた農産物をイベントとか試合などで販売をしまして、2019年ですけれども、年に約700万円の売上げがあったと伺っております。サッカークラブの資金を確保したりすることにつながって、農作業を通して選手が農家の方と交流することによりまして、地域との関係性を密接にする機会をつくっているとのことでございます。

みちのく仙台FCのメンバーの方々が大郷町で農業を進めても、こういった規模感とか、あるいは効果についても福島の実例と似たような形になるかと私は考えますが、町としてどのように考えるかお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、私たちが期待するところというのはそういうところにあるのかなと思っておりますし、先ほど来も申し上げましたが、もともと地元にある生産法人さんであったり、それから生産者の皆様と、このみちのく仙台FCの選手の皆様の交流する機会を積極的につくりながら、コラボできるところはコラボしていただいて、そういった農産物の消費拡大であったり地産地消、それから、町内外にも売っていけるようなところまでいければいいのかなというふうに思っ

おります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 大体年に数百万円の売上げで、農家の方と交流をして、クラブと地域の関係性を密接にするという効果が期待をされるのですが、これが町が当初から掲げている農業が抱える諸問題の解決とどういうふうに結びつくか、その点についてちょっと御説明をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、まず働き手・担い手の不足であったりだとか、そういった農業に対する力の入れる関係性といいますか、そういったところにも期待しておりますし、なお、さらにその施設ができることによって地元農産物もそこで消費がされるということもございます。その中でいい循環になれば、いろいろな作物への取組だとか、そういったことも期待できるのかなというふうに思っております。それによりまして、波及効果としてそのほかの企業様であったり、いろいろな部分で関係が広がっていけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 続きまして、（2）について再質問を行います。

答弁によりますと、資金調達につきまして調整を進めているとスポーツX社より聞いているという御答弁でございました。それで、全体の事業スケジュールによりますと、町とスポーツX社は今年度の第2四半期、つまり7月から9月にかけて土木インフラ設計の基本設計に着手をする予定となっております。このタイミングでまだ資金調達についてめどが立っているということについては、把握はできていないのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

これから仮に事業が進むとなれば設計に入っていくことになるんですけども、町が設計する部分とスポーツX社が設計する部分で分担をしていきたいと思っておりますが、スポーツX社の設計については、現在ある自己資金も含めて対応するということかと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） スポーツX社による資金調達が予定より遅れた場合、町はどのような対応を想定していますでしょうか。例えば、町による敷地造成が先行するようなことはあり得るでしょうか。お伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

まずは吉田川の河川の掘削土の盛土がまず事業として先行して入ってくる予定になってございまして、設計についてはその土盛り、盛土の状況と並行して進んでいくことになっている、今工程になってございまして、そこは遅れが出ないように、発注のスケジュール等をお互いに調整しながら進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） ということは、スケジュールの調整を行うという理解で合っていますでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えします。

農転の手続き、それから農振除外とか法的な進捗に伴って、その辺のスケジュール少し動いてくる可能性ありますので、そこは県と町と事業者さんと、そこは密に連絡を取って進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） スポーツX社の資金調達につきましては、今年4月22日の議員全員協議会で説明がありました。それによりますと、去年の2月27日の資料と比較をしますと、自己資金による負担が約3億円増えております。また、新たに4億円の借入れを行う計画となっております。この計画なんですけれども、私はこの当初の想定から大変厳しい資金計画になっていると思います。町としてこの資金調達は順調に進むと思っていらっしゃるでしょうか。その辺をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

資金調達については、町長の答弁でもお話をさせていただいたとおり、今調整を進めているというふうに聞いてございます。その後、追加の資金調達、それから地元金融機関からの融資という話を聞いておりますので、追加……自己資金について、資金の調達の動きがあったときに、預

金の残高証明書の提出とか、それから金融機関等の融資が話がまとまったという確認になれば、融資証明書とかを提出するように調整を進めていきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 鎌田議員。

2番（鎌田暁史君） 仮にスポーツX社が資金の調達に失敗してしまった場合、サッカー施設の着工でありますとか完成が見通せなくなると思います。そういったときに、町は敷地の造成は先行して実施をされる想定でしょうか、確認をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員の質問にお答えしたいと思いますが、あなたは失敗とかこれができなかったらとかという考え方でありますが、私ども事業を進める立場からすればそういうことはあり得ないと、そう思ってどんな障害があっても、いろいろな今の制度上、限りなくその制度を活用しながら、会社が今我々に言っているのはファンドトラストを採用してもらえるように、京都信用金庫が私もお会いしたときに、ハイリスクハイリターンを抱えるこの事業に大口株主としてどんな手だてが考えておりますかという私が質問したところに、ハイリスクハイリターンを我々は理解しているからこそこれだけの投資をしているんだ、必要に応じてはこのファンドを使った投資をどんどん進めてまいりますので御心配なくという、そういう京都信用組合の大変力強い、ですから投資をしている、また、貸付けを起こすという、まさに東北人にならぬ関西人の考え方、すばらしいなど。ですから企業が育つということになるというふうに私は理解してまいりました。

町では、まずあの農地を転用して、10ヘクタール農地転用するわけですから、万が一ということになれば土地は町の持ち物ですから、だったら何に使うのか、その場面になってみんなで考えれば、土地の担保は私はされるということに理解をしておりますので、御協力をいただきたいと思っています。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 以前、小山社長、スポーツX社の社長さんが株主のリストを議会の皆様に提出をされまして、それを見ますと、先ほど町長さん、京都信用金庫が大株主というふうにおっしゃったんですけれども、そのリストにあったのは京都信用株式会社の関連の会社の名前がありまして、株の保有比率は1%にも満たない状況でありました。その状況、何をもって京都信用組合が大株主であると判断されたのか御説明をお

願いたします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この投資家から預かっている、京都信用金庫は、信託システムを活用して我々が最初から応援するというので、この事業を進めているという支配人のお話を聞いて、私は、だからしっかりしたバックボーンが定まっているからここまでスポーツ X は力強く進めようとしているんだなという、そういう思いを私は受けたもんですから、それをこの書類をもって確認しなければ駄目だという、そんなしつこい言い方はしませんでした。お互いにこの事業に理解をしている金融機関として、また株主として、今後、社長も同席しておりましたので、この社長の事業の計画に対する、我々信用としているという、まさにベンチャー企業が一番基本となる部分がしっかりしているというふうに理解しました。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 町長がおっしゃる京都信用金庫の後ろ楯があるのであれば、資金調達についてはもうとっくにめどがついているのではないかと私は思います。御答弁ですと、調整を進めているという御答弁でございました。めどが立っているとはまだ決まってははいないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長からでいいですか。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まずは着手するだけの自己資金が持っておりますので、1 期工事に対しては十分その備えがあるというふうに思います。1 期工事やりながら 2 期工事の準備に入るといふ考えでありますので、まさにこれからのファンドをいかに活用していくか、これが小山社長の腕の見せどころじゃないですか。私はそのように考えておりますので、あんまりその件については心配しておりません。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 5 月 19 日に議会報告会がございました。その場で町民の方からスポーツ X 社が堅実な会社かどうか調査すべきであるとの意見が出されました。町はこの意見をどのように受け止めますか、お伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

先日の町民説明会の件かと思えますけれども、昨年度、町としては一度スポーツ X さんについての財務状況の調査について業務委託をかけておりますので、今後、今のところは追加等の調査は予定してございま

せん。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 町とスポーツX社による秘密保持契約についてお伺いをいたします。この契約なんですけれども、今後も継続されるのか教えてください。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えします。

秘密保持契約については期限を設けている契約とはなっていませんでしたので、現時点ではまだ継続していくということでございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） サッカー施設が完成をしまして運用が開始しても、スポーツX社の財務状況については、町に報告があってもスポーツX社の許可がないと公表できない、そういうことになるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えします。

秘密保持契約については、昨年度行った業務委託の調査の範囲内に関する書類と数字に関して秘密保持契約を結んでおりますので、今後の何か動きがあった際の数字等については、今後、協議となるかと思っております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 4月22日の議員の全員協議会のときに、町の費用負担について説明がございました。用地費と委託費と工事費を合わせますと3億8,621万円と御説明がございました。この町としての費用負担について、5月28日の住民説明会では特に説明がなかったと思います。なぜ説明を行わなかったのか、理由についてお教えてください。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

全体の構想の説明を町民の皆様にも、まずこの事業がどういったもので、どういった効果があるというところを御説明を中心にさせていただきたいと思っておりますので、今回、資料構成としていましたので、委託費等については話をしていなかったというところがございます。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時59分 休 憩

午 前 11時09分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続いて鎌田暁史議員の一般質問を続

けます。どうぞ。

2番（鎌田暁史君） 質問を再開いたします。

5月28日に住民説明会が行われました。その場で今回のスポーツX社の事業につきましては、国、県、町が認めたので問題はないという議論がございました。

地域未来投資促進法ですけれども、これは自治体が国に申請するものでありまして、その際には事業者の決算情報等は提出していないのではないかと思います。国による同意をもってスポーツX社が信頼できる会社であるとの議論は、私は成り立たないと思いますが、町の認識を確認したいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（金須豊洋君） ただいまの御指摘いただきましたけれども、確かに国は省庁が町の協議に応じて、町・県の協議に応じて同意しているという立場ですので、私が住民説明会でそういった御説明しましたけれども、基本的には町の基本計画に同意したという中で認めているという表現は確かに。ただ私が伝えたかったのは、SSP構想自体がそういった手順を踏んできていますよという中での御説明だったと思いますので、直接的に経営状況云々かんぬんでは該当はしないということでございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） それでは、（3）について再質問を行います。

今年度、新しく設立予定の実行委員会について伺います。この実行委員会なんですけれども、サッカー施設が完成をしまして、運用がスタートしても、それ以降も存続する想定でしょうか、確認を行いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

実際スポーツ施設が動き出しても、実行委員会というのは基本的に残るという想定をしております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 今回のこのSSP構想では、みちのく仙台FCという社会人のサッカーチームが、そのホームタウンが仙台市から大郷町に移る計画となっております。このみちのく仙台FCを後援、バックアップするために、この実行委員会に対して町から負担金を支出する計画はございますでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

もしそのように、町のほうでバックアップするということがあれば、企業版ふるさと納税で頂いたお金を実行委員会のほうを通してという形になると思います。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） それでは、大綱の2番に移ります。

（1）ですが、老人ふれあいの家の心郷なんですけれども、このサービスは介護予防、悪化予防、他者とのつながり支援を行うものとして大切な事業だったと思います。それで、今年度から介護保険料が引上げとなりました。それで心郷を利用していた方々としましては、サービスが中止になる一方で保険料が引上げとなって複雑なお気持ちの方もいらっしゃると思います。それで、サービスの再開について期待をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

サービスの再開につきましては、先ほど町長の答弁どおりでございます。現在、温泉施設の所有者である会社の財産処分の手続中でございます。買受け希望者もあるということで、その金額の現在は調整中というお話が破産管財人からはいただいております。その結果をもって今後の対応について検討してまいりたいと思っております。

なお、町には、今、議員さんがおっしゃったような、あるいは昨日の常任委員会での意見であったような町民からの意見というのは、残念ながら寄せられていない状況でございます。議員さん方については、地域に根差した活動なさっているということから、住民の方々も意見を寄せやすいんだと思っておりますけれども、可能であるならば、そういった意見がどういう意見なのか、具体的にお聞かせいただければと思います。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 心郷のサービスでは、町内を8つに分けて、月二、三回利用できていたと思います。すみません、（2）でしたね、（2）についてです。この代替サービスでも同じような運用は可能かどうかお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

こちら先ほどの町長答弁にございましたが、ふれあいの家の利用目的に関しては、先ほど議員さんもおっしゃったとおりでございます。高齢者の方々の福祉の増進、介護予防、あるいは地域の方々との交流の場といったところが目的でございます。それに類する事業として、現在はいきいき百歳体操であったり、健康長寿対策事業であったり、生きがい健康づくり事業というものも、これまでの事業として行っているものがございますので、あそこを仮に使わなくても、そういった交流の場であったり、介護予防といったところへの参加についてはできるものと考えております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 続きまして、大綱の3番のほうに移ります。

（1）につきまして再質問を行います。

答弁によりますと、導入コストの一部負担や通信費等のランニングコストの費用負担が課題になってくるとおられるとの御答弁でありました。このような課題につきましては、国に対して率直に要望を行うべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回2番目の町長の答弁もございましたが、町での一部負担が出てくるわけございまして、その費用負担につきまして、導入コストにつきましては、おおむね国からの補助がございます。ランニングコストにつきましては、今までも町では負担している部分はございますので、それは今後、ランニングコストはもう補助はないよというのは国の方針でございますので、今までも同様のシステム等につきましては、利用につきましては町での負担ということになってございましたので、今のところそれにつきましての要望はしないということになってございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） この標準化の対応では、国による情報発信の遅れが指摘をされております。東京都内のある市役所からは、この標準の仕様書とか標準化に係る様々な情報のリリースがすごい遅れているという苦情が寄せられております。国による、この情報発信の遅延とか仕様変更によって、自治体とか事業者にしわ寄せが来ないように情報発信のスピードを速めていただきたいとの要望が上がっております。こういった国による情報発信が遅れているということ、町では実感されておりますでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 町としてそこまではなっていないわけですが、本年、令和8年度に向けて、もう一回補正予算のほうに計上させていただいてございますが、6年度、7年度におきまして導入をしまして、8年度に向けて進めていければというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） このシステム移行時の動作検証、テストの作業というのはかなり人手とか時間がかかるものと思われま。特定の部署とか職員の方々に作業負荷が集中しないような取組が必要と私は思います。町として対策とかプランなどはございますでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） これから施策スタートしていくわけですが、それぞれ事業者等々を継承した中で、何も間違いなくしっかりとした対応していければというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） それでは、最後の質問となります。

（3）につきまして、システムの標準化によりまして、町民の方々の負担が増えるようなことは避けるべきであると思われま。町の御認識についてお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） （3）ということで。（3）ですか。（3）と今の御質問、ちょっと違うかと思うんですが。町民負担というのは1かと思うんですが。

議長（石川良彦君） もう一回お願いします。（「2ですかね」の声あり）もう一回質問お願いします。

2番（鎌田暁史君） 移行作業によって、結果的に町民の方々のお金の負担でありますとか、手続の負担が増えるようなことは避けるべきだという質問でございまして、それについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 費用負担、ランニングコストにつきましては町長の答弁のとおりでございまして、年間これぐらいかかっていく予定でございまして。

それで、今の住民の方の利用がしやすくなるのか、サービスが低下しないようにというような多分御質問だと思いますので、それについまし

てもしっかりとした対応をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君）　これで鎌田暁史議員の一般質問を終わります。

次に、5番佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君）　通告順位8番の佐々木です。よろしくお願いいたします。

通告に基づいて一般質問をしたいと思います。

まず大綱1といたしまして、大郷町の情報発信。

大郷町は豊富な農畜産物や斬新な6次化商品があり、交通アクセスは高速道路もJR東日本の駅も近く、通勤通学には比較的便利な町と思っておりますが、大郷の知名度はいま一つ低いと思われま。宮城ふるさとCMで大賞を取ったり、過去に金賞を受賞したこともあり、ある程度の反響があったと思っておりますが、今後の情報発信を強化すべきと思っておりますので、所見を伺います。

（1）宮城県内外及び海外で活躍している方々が、本庁出身者及び関係者がいると思われま。観光大使として任命して本町のPRを依頼したらどうかということをお伺いしたいと思います。

（2）農畜産物や6次化商品がありますが、PR不足や農業者の作付意欲や面積が減少していると思われま。新たな野菜の推進や大郷町をPRできる商品を開発しているのかお伺いいたします。

（3）地域おこし協力隊が目標とする企業及び自立を促すため、観光・特産品等の発掘、地域の情報発信を依頼してはどうかということをお伺いいたします。

大綱2といたしまして、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

近年、熊、イノシシ等による農作物等への被害が深刻化してございます。また、ハクビシンなどによる家屋の汚損等の被害が発生しております。対策といたしまして、畑や田んぼや住居などに近寄らせないことによって被害を防ぐ「被害防除」と、直接取り除くことにより被害を防ぐ「捕獲」の2つがございます。有害鳥獣対策について所見をお伺いいたします。

（1）イノシシ捕獲頭数が年々増加傾向にあると思われま。農作物への被害対策の有害鳥獣対策防止施設購入補助金について、補助対象件数及び効果についてお伺いいたします。

（2）侵入防止柵についても防止施設購入補助金の対象となるようですが、個々で設置しても限界があるので、町と地域及び関係団体がおの

おのの役割分担の下、連携を図りながら対策を進めていくことが重要と思われませんが、今後についてお伺いいたします。

(3) 被害防除は個人で行うよりも地区単位で行うほうが有効的なので、地域を挙げて被害防除を行うため、田畑や地域の野生鳥獣の隠れ場所をなくすことが重要となっております。耕作放棄地等の解消手段の方策を伺いたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま、佐々木和夫議員の大綱1番目、大郷町情報発信についての御質問にお答えしたいと思います。

(1) の観光大使の任命については、本町の観光戦略の一環として、様々な活動の中で広くPRしていただくため、今後、検討してまいりたいと思います。

(2) の新たな野菜の推進等につきましては、令和2年から新たなサプライチェーン事業として枝豆の栽培に取り組んでおり、全国農業協同組合連合会の協力を得て出荷体制の強化を図られるとともに、井ヶ田製茶株式会社の原材料の供給も行っており、令和6年度は約7ヘクタールの作付予定としております。作付面積も着実に増加しており、近年は取組生産者の所得向上にも寄与しているところでございます。

また、平成30年度に道の駅おおさとがリニューアルし、地元農業法人等の連携した商品開発も行っており、今後もJA等とも連携しながら、大郷町をPRして、PRできる農産物の導入や、各種団体、民間事業者と協力しながら商品開発等も推進してまいります。

(3) 番の地域おこし協力隊の活用につきましては、観光・特産品等の発掘、地域の情報発信ということでは、現在の隊員が担っている部分もありますが、昨年度に退任した隊員が担っていた観光分野でも、人材も含め、こういった人材をどのような体制で受け入れ、持続的に地域で活躍できるようになるのか、改めて事業の再編について検討しているところでございます。

隊員が最長3年間の任期後に起業し定住するところまで、さらに、その後、地域とのつながりを持って活性化できるような仕組みづくりを構築していきたいと考えております。

次に、大綱2つ目の有害鳥獣対策の質問にお答えいたします。

有害鳥獣被害防止施設購入事業補助金につきましては、令和5年度、8件の実績です。また、補助事業を開始した令和2年度から4年度まで

の3か年で32件で、合計40件の実績です。年平均10件の実績となっております。

この補助金の実績からも、防護柵及び電気柵による農作物の被害は軽減しているものと考えております。

(2) 番の侵入防止柵につきましては、本町も過去に地域への導入を検討し、県や近隣市町村からの情報を収集いたしました。

侵入防止柵は、市町村が地域へ資材の提供を行い、地域の皆さんが施設及び維持管理をしていくものでございます。これまで設置した地域では、設置または経年劣化による補助等を行うため、人員の確保が課題となっており、また、内陸部については完全に塞ぎ切れないため、鳥獣が防止柵の内側に入ってしまう事案が多数発生しております。このようなことから、侵入防止柵は、本町は適さないと判断したところでございます。

(3) の耕作放棄地の解消手段につきましては、現在のところ即効性のある解決策は残念ながら見当たりません。

これまで田畑の維持管理をしてきた方々の高齢化や夏場の高温など、農地の維持管理は大変な時代となっております。特に山林等にある開田が耕作放棄地となっている傾向がございます。

農地を守るという基本を踏まえ、今後は国の方針にあるように、農地の将来ビジョンに基づく地域計画を策定し、その計画に基づき営農していくことになると考えております。

以上、お答えを申し上げたところであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 大変ありがとうございました。

まず大綱1についてでございますが、まずはその前段でお話ししました宮城ふるさとCM大賞で、年間130回から150回ぐらい多分放送されたかと思えます。多分、朝方とか夜ぐらいたと思うんですが。金賞でも、多分、何回か放送されたと思うんですが、その反響とか対応はどうだったんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

ふるさとCM大賞ですが、毎年お正月に放送のほうされております。正月の放送後であったり、その後のCM放送ということで放送のほうされるわけですけれども、町内外の方から見ましたよというようなお話と

いうのは何うことが多くございました。さらに民間企業の方であったり、町のほうに訪問される方、企業の方もいらっしゃるんですが、その中の話題でふるさとCMの話題というところでのお話で若干したこともあるというような実績のほうはございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 反響がありましたね。お話もありました。それで終わったんでしょうか。やはりそこからもう一步踏み出さないと大郷町のPRができないと思うんですよ。「ありました」、「見ました」、「はい」では次につながらないような気がするんですよ。やっぱり次から次へと打ち出さないと。せっかく来ていただきましたよね、感心していただきました、こういうことがありますよね、ああいうことがありますよねと、二の手、三の手を出さないとPRにはつながらないと思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） PRということでは、様々な形でPRのほうはしてございます。CMをはじめホームページ、それからSNSを活用したPRというようなこともございますが、さらにそういった意味で、こちら側からの営業という意味でのPRということも含め、今後しっかり実施していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） よく企業でもどこでもですが、どうやって情報発信しているんですか、ホームページですね、SNSですね、さて、それが本当の情報発信なんでしょうか。こちらの出している自己満足にしかすぎないような気がするんですよ。やっぱりその反応があったときにはすぐに受け答えをするということが多分大切だと思うんで。例えばSNSのアクセス数とか、多分今日ユーチューブで流れると思うんですが、の視聴者数とかを把握していて、あとは多分コメント等もあると思います。そういうところを速やかに出すというところ、大郷町がある程度発信できるんじゃないかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今、議員のほうから御指摘ありましたホームページのアクセス数であったりSNSの登録数、視聴回数であったり、その辺というのは町のほうでもある程度把握しているところはございます。特にSNSということになりますが、何らかコメントがあった

場合についても、回答のほうはSNSの担当のほうからということになりますが、回答のほうはしっかりしている状況にはございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 今後も発信をし続けていただければなと思います。

それで、今年の2月に支倉常長のコンサートがあったと思います。そのときに、大郷町出身の赤間夏実さんが歌手として呼び出してコンサートを開いたと思いますが、やっぱりそういう方々を観光大使とか任命していただいて、私が出た大郷町はこういうところですよ。あと首都圏で、それこそ中学校を卒業して、学生就職で東京に行って一旗揚げた方々がいっぱいいると思います。大郷町出身で。やっぱりその方にも我がふるさととはこんなにいいところなんですよというところで、積極的にアピールしていただく場をつくっていただいて、積極的に出すべきだと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

この観光大使につきましてというところでよろしかったかと思うんですけども、この観光大使につきましては、町の出身者、もしくはほかの町の事例を見ますと、町と関わりのある方を任命されていることが多いようです。ですので、今後、先ほど町長の答弁にもありましたが、観光戦略の一環として、そういった出身者、もしくは関わりのある方、そういった方がいいのかを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 文句を言うわけじゃないんですが、よく検討とありますが、行政用語で検討検討ということで、やはりこういうところできちんと検討ではなくて、ある程度期日をつけるとか、こういうふうにするんだ、具体的な表現のほうよろしいかと思います。

それで、例えばお祭りなんていっぱいありますよね。例えば仙台の青葉まつりとか、そういうところに、やっぱり大郷町の町民の方々が参加していただいて、仙台でいろいろな、20万人も30万人も来るお客さんの中で、大郷町もすずめ踊りに出ていますよね、いいところですよ。そういうところに多分費用もかかるとは思いますが、やっぱりそういうところは町で費用を負担してでも、やっぱりPRする場が必要だと思うんですよ。やっぱりパソコンで見ているだけではなくて、やっぱり目で見て、

大郷町ってこういうところですよねというところがありますので、そこから辺は打って出るというわけではないんですが、そこから辺をぜひともやっていただきたいと思いますが、その辺のPRはどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

現在、仙台・青葉まつりへの参加はしていないと思うんですけども、そのほかに今週末も絆まつり、土日ございます。仙台でございます。そういったイベントとか、様々なイオンさんでのイベントだとかに常のモロを連れて行ったりとか、それから町の特産品、それから昨日もありました70周年をアピールするようなノベルティの配布であったりというのをやりながら、そういったイベントに積極的に参加しながら大郷町をPRしているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） ぜひともそういうところでPRをしていただければと思います。

あといろいろあるんですが、よくあるのが1日町長体験ありますよね。町で町長は1日どういう仕事をしているんですかと。体験ツアーとまでは言わないですが、1日町長を任命して、こういうことやっていますとアピールをしたり、または議会で小中学生の議会を開くとか、そういうようなアピールも必要ではないかなと思います。やっぱり町、議会も含めてですが、やっぱりそういうところで一丸となって、大郷町、一歩間違えると大衡村と勘違いされるかもしれませんが、やっぱり大郷町ですよねというところがありますので、1日町長体験とか、疑似議会体験とか、そういうのがあってもよろしいのではないかと思います、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくりから、農政、町長、誰答弁します。答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 1日と言わず10日ぐらいやってもらって、現町長の批判をしたり、新しいまちづくりのイメージを町民に訴えたり、そういうこともある意味で話題性があるというふうに思います。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） ぜひ検討に検討していただければと思います。

（2）ということで、いろいろな農産物がありますということでございますが、大郷町のキャラクター、常のモロとあります。さて、常は多

分常長の常だと思う。モロは何でしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

町の特産品でありますモロヘイヤでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） 当然そういうような答えが返ってくると思っていましたが。さて、作付面積は増えているんですね。作付者も。やはりキャラクターとして進めている限りは、町としても強力なバックアップがあって、作付面積、作付者がやって、やっぱりキャラクターでこのぐらいやると収入がありますよねと、だから私も作りますよという相乗効果になっているんですね。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

モロヘイヤの作付面積につきましては、昔は4ヘクタールほどございました。現在は0.9ヘクタールということで、1町歩を若干切るぐらいの作付面積となっております。

いずれ町の特産品ということもありまして、その振興につきましては、今のところ水田等でモロヘイヤを作っていただく場合は、地域の振興作物、特別振興作物として2万円から2万5,000円の補助金を支出しております。ただ、これは水田に限ったことで、転作田に限ったことでございます。畑地等ではこの補助金の対象になっておりません。

今後、特産品、このモロヘイヤ、これ以上目減りしないように、どのように、もしくはどのように増加させていくかというところで考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） 確かにそのとおりだと思います。

モロヘイヤを栽培したときに、栽培方法が分からないという方が多分いると思います。そこで、農協のほうでも多分バックアップしていると思うんですが、この間、たしか農協のほうで栽培講習会が多分あったと思います。多分落合であったと思います。やはりそういうのは、大郷町の特産品だということであれば、例えば物産館で栽培講習会を開くとか。野菜のですよ。モロヘイヤに限らず。栽培講習会を開いて、常に大郷町の物産館には、大郷町の地場産品が常に並んでいるというような、

講習会を開くとかやってもらおうと、若い人たちが、いろいろな方々がやってくるのではないかなと思います、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

そういった講習会とかにつきましては、農協さんであるとか、もしくは地元の法人さんをお願いしながら、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） それでは、それをお願いしたいかなと思います。

先日、大郷小学校の田植がありました。ある法人の田んぼを借りて明成高校の田植がありました。河北新報なんか見ると、ほかの小学校、中学校の田植の記事になっています。やはり大郷町でも高校生、明成高校がバス2台で来たそうなんです。やはりそういうところでPRとか、プレスリリースするとか、小学生も田植の経験をしていますよねというところで、そういうところでプレスリリースをすべきではなかったかなと思います、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） まず小学校と明成高校の田植ということでございますが、町のほうの広報の担当ということで、取材のほうはまずさせてもらっています。今後、広報のほうにも、調整はありますが、掲載の予定ということにはなっております。

明成高校の田植に関しましては、プレスリリースは、町としてはしていないというところでございます。今後、明生さんの了承を得られれば、今後はプレスリリースのほうをできればと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） ぜひとも広く情報発信していただければなと思います。

6次産業化であります、過去に芋を使って、ロクエモンという芋で、芋を使ってロクエモンという焼酎を造ろうというお話が多分あったと思います。多分1年か2年で多分終わったのかなと思います。やっぱり1つの企業、1人の個人で造るのは限度があるという、私は思います。なので、やっぱりそういう商品をつくらうといったときは、町が強力なバックアップが必要だと思います。焼酎、大郷町で作った芋で焼酎を造りました。みんなで焼酎を飲みましょうやと。インターネットで売ります、あとはふるさと納税でも募集しますと、そういうところがあります

ので、ぜひとも町での協力的なバックアップ、モロヘイヤだけではなくて、6次化商品に特化した、ここにしかない、ここでしか買えない、ここでしか発信できないというものを、ぜひともお願いしたいかなと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

官民一体となった、そういったプロジェクトチームの立ち上げというところになるかと思うんですけれども、今、議員さんおっしゃったとおり、この6次化につきましては、生産者、それからその生産者がつくって加工する方、それから販売といったところで、全てが連携したサプライチェーンのような形にならなければいけないと思っております。その中で、行政のほうで全面的に主導してしまいますと、どうしても尻すばみというところにも、経年劣化となってきますので、そこにつきましては地域の皆様であったり、それからいろいろな方々のアイデアであったり、御意見をいただきながら、そういった商品開発、6次化に向けて取り組んでいければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） ぜひともプロジェクトチームというところをつくっていただいて、商品と農産物の出口対策をぜひとも行っていただければなと思います。

（3）の地域協力隊にありますが、やはりこういう方々を利用させていただいて、やっぱり大郷町に住んでいると、なかなか自分たちのよいところが分からない。でも、ほかから来た人はいいところがありますよね、大郷町こんなにいいんだと、やっぱりそういうところを地域協力隊の方々に発信していただければなと思っております。例えばユーチューブであれ。一部ユーチューブ、縁の郷をユーチューブでアップしたり、あと、ある食堂のチャーハンがおいしいですよんねといってユーチューブで上げて、そこがお客さんが入っているというところもありますので、やはり地域おこし協力隊の方々の御協力をお願いして、そこら辺をPRしてもらったらいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今現在、地域おこし協力隊として活動していただいている隊員の方につきましては、町のPRというところも当然ながらお願いしているところ

ろでございます。そういった意味では、今、議員のほうからお話ございましたユーチューブでの発信というところも、実際、グループでということにはなるんですけれども、発信している。それから、SNS、インスタグラムであったりXであったりということで、そういった媒体も使いながら、町のPRも実際していただいているというところでございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 最後に、大綱1の最後になるんですが、佐川急便がセールスドライバーだと。ただの運転手じゃないですよ。セールスしながらドライバーやっているんだと。やはり私たちも含めて、役場職員なんかが大郷町とはこういうふうには素晴らしい町でしょうなんて発信続けることが大切だと思うんですよ。やはり内輪だけじゃなくて、いやうちらほの町はこうなんです、こういうふうがいいんです、ぜひとも見に来てくださいというのが、その課その課の課だけではなく、連携して行うべきかと思えます。この辺はぜひとも町が、いや議員もですが、いや一丸となって、大郷町は私だよと。よく言われるのが大郷町は何があるんですか、田中町長ですよとよく言われます。田中町長だけではなくて、やっぱりいろいろなものがあるというところを広めていただければなと思ってございます。

大綱2に移りたいと思います。

イノシシがやはり年々増えてきている。被害が少ないと思われませんが、それはやっぱり耕作放棄地が多いからだと思います。やはり人が住む里、あとは農作物が、有害鳥獣が住む山とそこのある境界線の緩衝地帯が必要だと思います。今、自己保全耕作地が多いがために、その緩衝地帯が少なくなっている。そこは耕作放棄地をいかに減らすか。例えば、自己保全でも構わないですよ、トラクターで1回ぐらい掘るように。または耕作放棄地に何か1つ野菜を植えてほしい。田んぼに耕作放棄地、1回行く。最低でも1回行くということになれば、緩衝地帯ができて、そこら辺が人が常に来るんだよねと。要は行かないようにしましょうとかになると思えますね。この辺はどのようかなと思えますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

自己保全管理、それから野菜の作付といったところで、確かにそういった人が来る場所につきましては鳥獣も避ける傾向にありますので、積

極的に進めているところでございます。

ほかの自治体よりも、例えば自分のおうちで食べる野菜、自家消費の野菜も、転作の水田の協議会のほうですけれども、1反歩5,000円というふうに単価も引上げて対応しているところでございますし、自己保全管理につきましても1反歩2,000円の補助金を出させていただいております。そういった中で、少しでも作付誘導できればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 野菜もなかなか難しいと思う。それでもやっぱり進めていただければなと思います。

あと山には太陽光が随分出ております。雨が降ったとき随分流れてきます。昔は何とか沢のほうに田んぼがあったので、水なんかは全部止まっていたと。今、自己保全とか耕作放棄地になったがために、多分川に流れてくる、雨が降って川に流れてくるまでの時間が短くなっていると思われま。太陽光であれ、あとは耕作放棄地が増えてきたのかなと思われま。そこで、やっぱり田んぼダムというようなこともございます。じゃあ自己保全もできないのであれば、せめて田んぼに水ぐらい、雨降ったときにね、そこに水がたまるように、半分に畦畔を塗るとかだつて、できる限り直接川に流れてくる時間のロスを控えれば、やっぱり水害というか水かさも増える時間が短くなると思いますが、そこら辺のきちんと管理している方にも補助金とか出したほうがよろしいかと思ひますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

田んぼダムの設置につきましては、多面的機能支払交付金の中でも一部補助しているところがございます。地域の皆様にもお声がけしたところもございましたが、今のところ大郷町の水田におきましては、畦畔が経年劣化もありまして、畦畔がちょっと低い状況があります。田んぼダムにしたときに、どうしても水が上を走ってしまうということもあります。一部、耕作条件整備事業で、山崎地区であるとか羽生地区で、田んぼを大きくしたり区画拡大して畦畔が高くなった場所もございますけれども、今のところほかの地域につきましては畦畔が低い状況がございますので、農家の皆様にもお声がけしたんですが、ちょっと今のところ畦畔からまず直していかないというところもございまして、なかなか進

んでいない状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 水源、田んぼに水を引くときの水源というのはほとんど沢から水が来ている。自己保全、耕作放棄地の沢地から大体来ているような気がします。やはりそこら辺をきちっと守っていかないと、下流の方々、例えば、羽生沖、山崎沖、粕川沖、大松沢と、やはりそこら辺に水が一気に来るんじゃないかと思われま。やはり沢地、水源のほう、きちんと守っていただかないと、この間のような水害になる可能性もあるという。先ほど申し上げた降水量が、降って川に来るまでのタイムロスをいかに稼ぐかというところは、やはり考える必要があるんじゃないかと思っておりますので、これはもう少し力強く、協力的に啓蒙運動していただきたいと思っておりますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） 今後、そういった水の流出速度というところも考えながら、田んぼとかも、ダム機能も有効に使える状況に、何とか考えていければというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） あと防止柵でございますが、やはり被害が少ないから、必要ではない、または経年劣化がするからまだ要らないんだよというのではなくて、未然に防ぐというところから、今のうちにしておかないと。それこそイノシシの運動場になってからでは遅いんで、そこら辺は早急に。農地・水のほうからでもやっている方々がいますので、そこら辺をやってほしいかなと思っております。

よく吉田のほうに行くと、自分の田んぼの周りに、おりに掘るんですよ、防止柵掘るんですよ。さて、イノシシが柵の中に入ったら、人間が柵の中に入って、イノシシに見られていると。人間が柵の中に入っているよねと。そういうふうにならないように、やっぱり全体で、逆に侵入を防止するというところをお願いしたいかなと思っております。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） 町長の答弁にもございましたが、実は数年前に侵入防止柵、10キロとか20キロという、ほかの富谷市さんとか大和町さんでもやっていらっしゃるんですけども、山際に長い距離、侵入防止柵を張ろうという考えもございました。答弁にもございましたが、県とか

近隣町村にも状況聞きましたけれども、侵入防止柵の資材につきましては、国のほうの支援で、ほぼ手出しなしで地区のほうにお渡しできます。その後の設置、それから維持管理、確認、巡回等につきましては、農地の受益者の皆様で組合とか協議会をつくっていただいで運営していただくという形態になっております。その旨をある地域の方々に、こういう運営形態ですということをお話をさせていただいたところ、それではちょっとうちの地域としては難しいという話も受けております。

なお、さらに大郷町、やっぱり全方位他町村に囲まれています。どこからでもイノシシが入ってきます。道路、河川等はなかなか防ぎ切れない、防止柵は張れないというところもあって、防止柵の中にイノシシとか鳥獣が入って、逆に出れないということも多々他町村ではあるようでございますので、うちのほうではそれを見送りながら、個人個人の防止柵のほうに補助金を創設したところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君）　ここで昼食のため休憩といたします。まだ続きますよね。（「いいです。終わります」の声あり）そうですか。じゃあ終わりですか。分かりました。

これで佐々木和夫議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

午 前　　11時59分　　休 憩

午 後　　1時15分　　開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に続き会議を開きます。

初めに、午前の鎌田暁史議員からの一般質問の答弁に対し、執行部より訂正があります。

町長。

町長（田中 学君）　御苦労さまでございます。

午前中の鎌田暁史議員の大綱1つ目の（2）の回答について、一部発言を訂正させていただきます。

京都信用金庫がスポーツXの大株主であると発言いたしましたが、京都信用金庫は株主ではなく、正しくは5月9日の全員協議会にて配付しているスポーツX社の株主一覧の16番目が正しい名称です。また、出資比率についても資料に記載のとおりでございます。

以上、訂正しておわび申し上げます。

議長（石川良彦君）　それでは、一般質問を行います。

8 番田中三恵子議員。

8 番（田中三恵子君） 通告順位 9 番、田中です。

通告に従って、以下、質問をさせていただきます。

まず 1、住民の健康・生命を守る支援について。

（1）男性が HPV ワクチン接種することで、男性自身の HPV 感染によるがんを予防できることに加え、パートナーへの感染防止や社会全体での感染リスクを低下させるなど、接種の意義は高いと思います。町民の健康を守り、将来の子育て世代への支援策として、国に先んじて実施することで、「町民が安心して暮らせる健康な町」を推進する大郷町として、町内外への強力なメッセージとなり得ると考えますので、本町として男性の HPV ワクチン接種費用の一部助成導入についてお考えを伺います。

（2）HPV ワクチン、子宮頸がんに対するものですが、これを公費で接種するための初回接種期限が今年 9 月までとなります。ワクチンの安全性・有効性が認められているが、依然として対象者や保護者に伝わっていないという現状があります。予防効果のメリットが副反応などのデメリットよりも大きいことを周知し、正しい理解に基づき不安を払拭できるよう、対象者の不安に寄り添った取組があれば接種率向上につながると考えますが、接種率を伸ばすための本町の取組について伺います。

大綱 2、暮らしやすい住民サービスの向上について。

（1）救急医療情報キットを申請者が作成する際のサポート状況について伺います。

（2）申請書等を記入することなく、職員の聞き取りやマイナンバーカードの活用などで簡単効率的に手続の申請ができる「書かない窓口」の本町における導入や進捗状況について伺います。

（3）お悔やみコーナー（死亡・相続手続を一括案内で行うワンストップサービス）の設置について、本町における導入や進捗状況について伺います。

大綱の 3、公園の環境整備・美化について。

町内の公園については、トイレの美化や案内看板の整備、雑草の刈取りや朽木の伐採など現在も取り組まれておりますが、さらに公園の環境整備や美化に努め、町の財産・周遊スポットとしての価値を高めてはどうか、お伺いいたします。

以上になります。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの田中三恵子議員の大綱1つ目、住民の健康・生命を守る支援についての御質問にお答えしたいと思います。

（1）の接種費用の一部助成につきましては、男性がHPVワクチンを接種することで、男性自身のみならず女性への感染防止にも期待できるという認識はございます。しかしながら、3月14日に開かれた厚生労働省の専門家委員会において、費用対効果に課題があるとの見解が示され、検討は続けるが、男性の定期接種は当面見送る結果になったと伺ってございます。

国に先駆け接種の助成を行っている自治体もございますので、本町といたしましては、今後の動向を注視しながら検討を行っていきたいと考えております。

（2）の接種率向上につきましては、国ではHPVワクチンの安全性について審議を行い、令和4年度から積極的な勧奨の再開を決定してございます。本町といたしましても、広報紙やホームページの掲載、直接対象者に対する厚生労働省が作成したリーフレットや管内医療機関名簿を同封した個別通知を実施しており、今後も接種率向上に努めていきたいと考えております。

次に、大綱2つ目、暮らしやすい住民サービスの向上についての御質問にお答えいたします。

救急医療情報キット作成のサポート状況につきましては、御本人または御家族が窓口においでになり、キットを交付する際には交付物への説明とともに、必要な場合には記載のお手伝いをさせていただいてございます。また、民生委員、児童委員を介した申請の場合には、情報の記載についても御協力をいただいているところでございます。

（2）の書かない窓口の導入状況等につきましては、現在、書かない窓口のシステムは導入しておりませんが、転入者の4割程度はマイナンバーカードを利用したワンストップサービスでの届出となっております。マイナンバーカードの交付率も4割近く達成し……（「8割です、町長、8割」の声あり）4割近くに達し……（「8割近くになっています」の声あり）ごめんなさい。マイナンバーカードの交付率も8割近くに達し、今後ますます簡単で効率的な申請が可能となるよう整備を行っていきたいと考えております。

（3）のお悔やみコーナーの設置につきましては、現在、死亡届についてはほとんど葬祭業者が代行しており、葬儀が済みましたら遺族の方が来庁し、医療保険や年金等の手続を行っていただいているところであ

ります。

システムの導入はしておりませんが、おのこの必要な項目が違うことから一覧表を作成し、各担当職員が対応しており、今後も遺族に寄り添った丁寧な対応を行っていきたいと考えております。

次に、大綱3つ目、公園の環境整備・美化についての御質問にお答えしたいと思います。

町といたしましても定期的に巡回等をしており、業者や地域、シルバー人材センターの維持管理を委託しており、近年は公園のトイレを壊されるなど心ない利用もございしますが、今後もより多くの方々が訪れていただくよう公園の環境整備に努めてまいります。

また、観光事業者と連携し、町内外の方々に対し町内を周遊するツアー等の取組も始めており、今年の5月にわらび狩りツアーなどを行ってまいりました。今後もツアーを積極的に受け入れ、交流人口増加に寄与する取組を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） それでは、大綱1の（1）について再質問をさせていただきます。

大郷町での男性の方のワクチン接種状況というのはお分かりでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

その件につきましては把握してございません。

議長（石川良彦君） 田中議員。

8番（田中三恵子君） こちらのワクチンに関しては、令和2年から9歳以上の男性にも任意接種で受けることができるというふうに国のほうで許可が出ておりますが、約5万円ほどの費用が全額自己負担であって、接種が進んでいないというのが現状だというデータがございました。

このワクチンに関しては、何ていうんですかね、男性・女性間を感染していくものでもありますので、女性だけがワクチンを接種するという取組というのは、先進国の中では日本だけが行っていないという現状もあるようです。今後、こういったことで進めていく方向性にあるというのは、いろいろな医療機関、団体ですとか、そういったところで進んでいるところだと思います。

令和5年度から新規で開始する自治体の自主的な助成、一部補助的な

ものを始めているところが出てまいりまして、東北では令和5年に日本で初めて青森県の川平市というのが助成を開始しております。令和6年度にはより多くの自治体で助成されることになってきており、秋田県、山形県が続いております。宮城県ではまだないというのが現状になっております。

大郷町の健康おおさと21プランというものがありまして、その中でもいろいろ大郷町が先進的に取り組んでいる事業というのが非常にたくさんあって、そういったところが非常にすばらしい自治体だなというところがあるんですけども、こちらに関しても、ぜひ町民が安心して暮らせる健康な町だということ、あと子供さんに関わってくることでもありますので、少子高齢化対策、人口減少対策への対応としても非常に大郷が魅力のある町、選ばれる自治体として移住定住促進にもつながると考えますが、町長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今後、国の意向も承知しながら、できるだけ町民が健康で安心して暮らせる、そんな行政でありたいと思っておりますので、前向きに考えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 大綱1の（2）です。こちらのほうは、大郷町のほうでも非常にしっかり取り組まれているところなんですけれども、子宮頸がんの女性に対するHPVワクチンの周知に関して、個別に通知されているところだと把握しております。

今年の1月に厚労省のほうから、再度キャッチアップの受診についてもう一度通知をするようにという通知が各自治体に出されておりますが、大郷町の2月の広報には、既に接種券を入れた個別通知を個別に配布しておりますという内容で書かれておりまして、やはりさすが進んでいるなというふうに実感しております。

その中で、接種率に関しては十分に進んでいるのか、ちょっとお聞きします。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

定期接種につきましては、令和3年度は1.87%でございました。その後、令和4年度から再開され、積極的な接種のほうが推奨されるようになりまして、令和4年度に6.74%、令和5年度、昨年ですが17.7%となっております。

なお、キャッチアップ接種につきましては、令和4年度は20.7%、令和5年度は26.1%の接種率となっております。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） こちらは接種率としては高いほうだと考えてよろしいんでしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 黒川管内の市町村で見ますと、平均的かなというふうに捉えてございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 広報のほうにも載っていたんですけども、このワクチンに対しての不安を除くような記載がありまして、そういう副作用とかそういったものとのこのワクチンの因果関係はありませんというような記載があったかと思うんですけども、全国的なアンケートの結果では、やはり6割ぐらいの人が以前報道された後遺症についての不安があるとか、どうしようか迷っているというところで足踏みされている方が非常に多いという情報がありました。

そういったデメリットに対する不安感が非常に大きくて、実際のところ有効性があるんだというところの周知があまりなされていないという側面がありますので、そういう不安を払拭して、こういったメリットがありますよといったところをより積極的に周知していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 個別に通知をするときに、接種券と合わせまして、厚生労働省で作っているリーフレット、パンフレットがあるんですけども、そちらのほうに詳しくデメリットよりもメリットのほうが大ききよという内容が記載されてございますので、そのリーフレットも一緒に同封して通知をしてございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） それで非常に対策をされているというところでした。

一度の通知における効果が3か月程度というデータがございまして、広報の2月号のときに載っていたので、接種券の配布というのはいつされる予定でしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 接種券のほうについては、対象者のほうには一旦通知はしてございます。ただ、その後にも、議員御指摘のとおりキャッチ

アップのほうの期限がございますので、その前にももう一度期限が迫っているということで通知をしたいというふうには考えてございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 今おっしゃったとおりだと思っております。公費で受ける期限が今年度の9月から開始しないと、期間内に接種が全て終わらないという状況がありますので、ぜひその直前に駆け込み締切り効果というのもございますので、ぜひ通知のほうよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、大綱2の（1）についてです。

こちらのほうは、去年の9月の一般質問の際に提案させていただいて、今年4月に事業が開始されております。まだ始まったばかりというところで、実際、私自身も対象者に当たりまして、早速申請をさせていただいております。

そんな中で、地域の方からの反応も少しずつ伺っています。例えば、キットを作成する際にコピーとかが必要なんですけれども、それがとても大変だというお声ですとか、あと、申請の項目とかの書式のほう、もうちょっと工夫してほしいんだというようなお声、あとは、65歳以上の高齢世帯の申請制となっているんですけれども、家族が同居していても、日中独居になる人もいて、やはりもう少し条件を緩和して利用できる方が増やしたほうがいいんじゃないかというようなお声とか、何なら申請制ではなくて全世界帯つくったらいいんじゃないのみたいな、そんなお声も届いております。先日、担当課の方にもお伝えさせていただいた部分もありますが、今後の展開について、お考えあればお聞きしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） お答えいたします。

救急医療キットにつきましては、今年4月から事業を開始させていただいております。

現在の配布状況としましては、民生委員、児童委員の皆さん方の積極的な御協力をいただいたこともありまして、現在約50個ほどを配布している状況でございます。

こちらにいただいている御意見としましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、コピーの手間がかかるといった点、あるいは日中独居の方の申請ができないのかといった点等が寄せられている状況でございます。

町としましても、現在スタートしたばかりの状況ではございますので、今後そういった意見も取り入れながら、改めていい方法がないか考えていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 事業が開始、本当にしたばかりですので、これからまたいろいろ関わりながら、手作りでしっかり町民の方のニーズに合った方向で、また検討していければいいのかなというふうに感じております。

（2）です。これは申請といっても一般的なものなんですけれども、こういった窓口であまり負担がなく、行った方が対応できるということで、町としても取り組まれているというところをお伺いいたしました。私も実際マイナンバーカードの更新の手続に行った際に、うちの高齢の母と一緒にいきまして、窓口の方が非常に丁寧に対応してくださったというところから、町の対応というのを肌で感じております。

（3）番目、お悔やみコーナーに関してですけれども、こちらのほうも、非常にこの3つの中では唯一自分自身がまだ経験したことがない領域なんですけど、実際に家族の方が亡くなって、いろいろな対応をしなくてはいけないというときに、どうしたらいいかわからないというのが本当にある、遺族の方のかなり大きな負担になっているんじゃないかというのを感じております。

調べてみますと、ざっととしても世帯主変更の届出だったり、印鑑証明などの返還とか破棄とか、マイナンバーカードもそうですけれども、そういったもろもろ、健康保険の手続などもたくさんございます。あとは、先ほど代行されていると言われておりましたが、死亡届の関係ですとか、あとはまた相続に関する手続など、非常に多岐にわたっております。こういったものに関しての、やっぱり行った方が、あちこちに行って、その都度説明を繰り返して、書類を書いてというところを、何とか負担を軽減できないかという取組として、国としても進めている事業であるとお聞きしております。

今後、間違いなく必要とされる取組と思いますので、何か今、お悔やみコーナー設置自治体支援ナビというものがあるんですけど、お悔やみコーナーを設置・運営する市町村を支援するソフトウェアが、市町村の職員は無償で利用することができるというものだったり、お悔やみハンドブックなどというものがあるというふうにお聞きしておりますので、そういったものの採用はどうでしょうか。御意見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

死亡届につきましては、やはり窓口に来る一般的な届出とはちょっと性質が違いまして、大切な家族を亡くされたすぐ後とか、そういった状況のときが往々ございます。システムの導入というものも必要なものではあるかと思いますが、そういったときだからこそ、顔と顔を通じ合わせまして、丁寧な対応を取って、住民の方に寄り添うというのもひとつ大事な事かなというふうに感じておりますので、その旨、担当の職員にもそのところは強く指導してございます。

死亡届の場合には、やはり項目がたくさんあるもので、今までですといろいろな課に行つてというのがありましたが、課の担当がこちらに来てというような対応もその方の、例えば高齢の方とかであれば、こちらに呼んでというような対応も取らせていただいて、極力負担にならないような対応を心がけさせていただいてございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 非常に丁寧で心に寄り添った対応ということで、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大綱3の公園に関してです。

こちらのほうは、町としても取組をされているということは伺つております。公園というのが4つあるかと思うんですが、それぞれに特色がありまして、ちょっと町の方の声として、今までそういう公園を大事にしてきた地域の方がいらっしゃるんですけども、ボランティア的に頑張つてこられたんですけども、やはり高齢化によって非常に大変になってきていると。周囲の方々のほうが心配しているというような状況もあり、御相談などもありました。町としては、そういった点はどのようにお考えでしょうか、お伺ひいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

町内の公園につきましては、築館公園、大窪城址公園、花楯公園、勢見ヶ森公園、それから支倉メモリアルパークと郷郷ランドがございませう。

そちらにつきましては、築館公園と花楯公園は地区のほうに維持管理をお願いしております。それから、支倉メモリアルパークも地区のほうにお願いしております。大窪城址公園と勢見ヶ森公園につきましてはシルバー人材センター、郷郷ランドについては業者さんのほうにお願いし

ております。

なお、さらに農政商工課としましても、月に1回以上は各公園職員のほうが行きまして、例えば、倒木があるんじゃないかとか、それから、道が崩れているんじゃないかとか、そういう巡回も農政商工課としてはしております。その中で、緊急に対応しなければならない部分があれば緊急に対応しますし、ふだんは地区であったり業者さんであったりというところに維持管理はお願いしているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） ちょっと公園のほうなどを見学というか、見に行った際に、看板が少し、手作りなので、多分予算もない中でということで作りで作っていただいているという話を聞きましたけれども、少し破れていたりとか、そういったところもありましたので、ぜひそういった部分も巡回のときに見ていただいて、また修正していただくと非常によろしいのではないのでしょうかと思います。あと……（「田中三恵子議員、具体的にどこの公園ですか」の声あり）勢見ヶ森公園のところですね。入り口のところと、奥のほうに行って案内図というところがあるんですけども、特に案内図のほう完全に破れた状態になっておりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。あと……（「そのことについて答えもらいますから、ちょっと」の声あり）すみません。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） その点につきましては、早急に確認させていただいた上で対応してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 田中議員。

8番（田中三恵子君） 質問の中にあるんですけれども、町の財産・周遊スポットとしての価値を高めてはどうかというところなんですけど、方向性としては、人を呼び込む観光資源としてというものと、あとは野外学習などの教育の場として使ってはどうかといったようなことを少し提案させていただきたいと思います。

今、非常に大郷町自体が、かわまちの再開発ですとかスポーツXなどに向けて、かなり町の流れを呼び込もうという変化の時を迎えているというふうに感じておりますし、かなり内外からも注目されている、そういう今までにない時期なのではないかなというふうに思っております。公園の中にも、例えば桜が見どころだったりとか、時期によってショウブだったりユリだったりツツジだったり、そういった見どころが

あったり、あと野鳥が来て、何か分かんないけれども何か鳴いているな
というかね、そういういろいろな非常に自然としての資源があるもので
すので、観光資源としてより公園の価値を高めていくということと、あ
と大郷町の歴史を学んだり、自然を楽しみながら大郷町の歴史を学んだり
、そういう野外学習だったり、そういった場にする。あと、パンフレ
ットなどを作られているかとは思いますが、そういったものを
活用しながら、そういう学習の場とするということも考えられるのかな
と思ったのですが、お考えをお聞きいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

農政商工課としまして、例えば仙台の旅行会社さんとタイアップしま
して、今年5月にも行ったんですけれども、わらび狩りツアーなどを実
施しております。その中で、縁の郷でワラビ狩りをして、道の駅おおさ
とで買物をして、その後、支倉メモリアルパークに行きまして、大郷町
の歴史を皆さんで感じていただいております。そういったツアーも積極
的に受け入れております。なお、今後さらにそういったツアーも申込み
がありまして、どんどん受け入れていこうと思っています。

野外学習につきましては、現在、そういったことは行っておりませ
んけれども、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 非常に、今、町を整備していくというとても大きな
チャンスだと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

議長（石川良彦君） これで田中三恵子議員の一般質問を終わります。

次に、1番赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 議員番号1番赤間繁幸でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

先月でございますが、議員報告会の中で地域の方々と意見交換をさせ
ていただきました。その際にありました2つについてお伺いさせていた
だきたいと思います。

まず大綱1でございます。防災コミュニティセンターの運用について。

本年度末に完成予定の防災コミュニティセンターでございますが、こ
の施設は、地域の方々が復興の象徴として完成を心待ちにしてございま
す。そして、完成した後には、その地域の中で常に開放されて、活気あ

ふれる場所になることを本当に期待をしているわけでございます。その期待に応えるべく、町はその施設をどのように運用していくお考えなのかをお伺いいたします。

大綱2でございます。スポーツX社の事業について。

私個人の考えでございますが、企業が本町で事業を行っていただくということは、これは町にとってこれに勝るものはないと考えております。ですので、スポーツX社が本町で事業を行っていただくということは、本当に期待をするわけでございます。そこで、町はその事業へどのように関わっていくおつもりなのかをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの赤間繁幸議員の大綱1つ目、防災コミュニティセンターの運用についての御質問にお答えしたいと思います。

まず1つは、防災の名がついているとおり、令和元年東日本台風災害の経験を教訓として、地域住民の皆様の命を守るため、災害に備えた備品を保管する防災備蓄倉庫を備えた一時避難所として適正に運用されるべきと考えております。

第2には、地区のコミュニティ協議会等を中心とした話合いの場を設け、センター内のカフェスペースを利用するなど、地域の方々が多目的に交流できる場所として活用していただきたいと考えております。

川北地区全域の各行政区の皆さんが、施設を一つのよりどころにしてお使いになっていただくことを我々は期待しているところであります。

スポーツX社事業については、スマートスポーツパーク構想の中で、農業掛けるスポーツによる地域振興・交流・拠点づくりを全体計画の柱に捉えて、スポーツX株式会社と連携しながら、構想の実現に向けて計画を進めているところであります。

スポーツX事業については、スポーツ振興による地域活性化のほか、町が抱える農業の担い手不足課題解決の一翼を担う事業でもございます。課題解決には、法人等の受入れ側が要望する人の数と派遣可能人数をマッチングさせることが重要であると思っておりますことから、町では積極的に関与して、町内の農業に好循環が生まれる仕組みづくりの構築を検討していきたいと考えております。

やってみていろいろなアイデアが出てきたり、また、不足する部分が出てきたり、また、想像もしない効果があったり、いろいろやってみなければ分かりませんので、まず何よりもこの事業をやることに、我々は大きな期待を持っているところであります。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） それでは、大綱 1 について再質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁の中に、地区のコミュニティ推進協議会を中心として話合いの場を設けて、センター内のカフェスペースを利用して、その地域の方々の交流の場になればいいなということでしたが、先日、ちょうど地域の方にちょっとお時間をいただきまして、この施設についてのお考えをお伺いしてきたところなんですけれども、地域の方が言われるには、この施設を社協のほうで運用していただきたいという御要望をいただきました。それについて、町としてはどのようにお考えになるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

社会福祉協議会のほうのお名前が出てきたところでございますが、まず土日の対応ができるかどうかとか、平日何時まで管理できるかどうかとか、その辺を社会福祉協議会のほうと話をして、それでもやっているとということであれば、考えの一つに入れていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） それはもう前向きに検討していただくということで受け止めましたけれども、よろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

協議を行っていくというところでございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） もうぜひ協議をしていただくのはいいんですが、もうやってもらおうというぐらいのことを言っていたきたいのかなと、私個人的には思うんですけれども。

地域の方は、別に毎日やってもらわなくてもいいんだと、週 3 日でもいいというふうにおっしゃってました。もちろんそうなってくると、やはり費用の面ということも出てくるのかなと思いますので、その辺はちょっと町として話し合わなければならないのかなということをやったんですけれども。

昨日から今日にかけて、一般質問の中でふれあいの家についていろいろと質問が出てございました。ふれあいの家は、もともとは社協のほう

で、指定管理として町から約500万円ぐらいですかね、指定管理料をお支払いして社協のほうで運営していただいたということだったと思うんですけども、その今浮いている500万円を使えば十分やっていけるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

今、指定管理という方法が、議員さんのほうからおっしゃっていただきましたが、まず管理運営につきましては、直営だったりとか、施設のほうの管理委託業務にするかとか、指定管理でやっていくとか、そういった部分の選択肢が多々ありまして、現段階といたしましては、どれが一番最適かというところを地域の皆さんとかと協議していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 地域の皆様と協議をしていただくということで。

その際に、先日お話を伺った際に、地域の方がやっぱり社協さんにやってもらいたい。やはりなぜかって、今、子育て、小さいお子さんを育てる中で、お母さん、子供が集まって触れ合える場所というか、そういったのがなかなか大郷町にはないということでした。今度できる防災コミュニティセンター、天然のすごい避難緑地でございますが、本当に天然の芝ですごいのが出来上がっているんですよ。施設の中でも広いスペースがあってカフェがあると。おっしゃるとおりカフェがあると。ちょっと2階に上がってみれば舟形、多くのほうには蔵王まで見えるすごい景色のいいところでございますので、そういったところでやはりやってほしいんですということだったんですけども。それを想像したときに、いや本当にそのやり方が一番なのかなと私は思ったんですけども。それについて、町長どのように、私そう思ったんですが、町長としてはどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） これを造るにして、地元の皆さんからも御意見を頂戴してきたところでありまして、いろいろ議論を交わしながら、今、工事に取りかかり、年度内には完成するというところでありますので、ひとついつでも利用できる環境にしておくことが、それを利用する人たちがいつでも使えるという環境にしたいというふうに思います。

それに、今、赤間議員の御質問の内容にもございますように、若い人たちが、お母さん方が子供をそこで育てる環境に適しているということ

であれば、まさに若者定住を促進する町として、そこにもある、こっちにもあるという、どこに行っても一番近場にそういう施設があるということになれば、大郷町の若者定住にマッチした環境が整うということではないかというふうに思いますので、内部でまだ何に使うかという決定した意見はございませんので、考えてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひ子育てをする世代が触れ合える場所として使えるようになることを願ってございます。

そこで、その中でまた違うお話がございまして、もともとコミュニティセンター、防災コミュニティセンターを先に中粕川地区の皆さんは、分館ですか、やはり災害、水害があった場合には分館がもう機能しないということで、何とか分館のほうを新しくしてくれないかということから、この防災コミュニティセンターの話があったというふうに伺っているんですけれども。先日、復興、町民の皆様への復興状況についてとSSPの報告が町のほうからあったと思うんですが、その際に御質問があったとおり、この施設を中粕川の分館として使わせていただくということではよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

分館機能を移設ということではなくて、中粕川の方たちが、例えば会議をするだとかレクリエーションをするだとか、そういったことにいっぱい使っていただければと思います。分館機能を全て移転するということではないということで御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 今の御答弁を理解すれば、使いたいときに使ってほしいということではよろしいですか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

使いたいときに多目的な部分で使えるように検討していきますので、使っていただければと思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 雨降ったときは、そっちのコミュニティセンターを使うという理解でいいですかね。分かりました。

その際に、あと使用料とかというのは特に発生しないということではよろしいですか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（片倉 剛君） お答えいたします。

使用料につきましては、まだ条例のほうが制定されていないところではございますが、地区の皆さんが使うにあたっては、なるべく減免とかそういうことができる方向で考えていければなと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひその方向でやっていただければと思います。

そして、もう一つちょっと気にしていることがあるんだということでお伺いしましたが、ポンプ小屋ですかね、消防の。ポンプ小屋を移すという話だったと聞きました。防災緑地を含め、それは国の事業になっているので、その場所にポンプ小屋を移すことは本当に可能なのかなという心配があったんですが、その辺は、ちょっとお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 以前にもそういうことにつきまして、地区の区長さんのほうからもいろいろ御相談をされたことがございましたが、実際まだどのようにしていくかということは、正式にまだ来ないものでございますので、補助の事業でやっています防災避難緑地等につきましては、補助金を使って緑地を整備している部分でございますので、その部分でもし建物等が建てれば、多分、補助金の返還なりもあり得ることから、いわゆるその近隣で、いわゆる町単独でやっている部分も多分あるかと思っておりますので、その辺、今後、地区並びに消防団との兼ね合いもあるかと思っておりますので、その辺は慎重に協議していければなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひとも地区の皆様の意見に沿ったような形にしていただければ本当にいいのかなと思っております。

では次に大綱 2 のスポーツ X の事業についてお伺いいたします。

先ほど鎌田委員がもう切れ味鋭い質問をした後でございますので、もう質問事項が残っていないのかなと思うぐらいでございますが、まずその前に 1 点だけちょっと確認させていただきたいことがあるんですが、これ町長にちょっと確認させていただきたいんですね。

5 月 9 日、全協がございました。スポーツ X 様の財務状況についてということだったんですが、その中で、最後に町長は、この事業に関しては議会としっかり話し合っ、何度でもお互いが納得し合えるようなことをしていかなければならないとおっしゃったと思うんですが、それで

よかったでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 執行部としては、前に進むという精神でこの事業に取り組んでおりますので、途中でこの計画を降ろすとかという考えもございませんし、前に進むための議会との折り合いも十分検討しながら、反対と賛成という2つの意見がございましたら、当然、時間をかけても、私は執行者として、どんな山があろうが、山を登ったほうがいいのか、無事に下りたほうがいいのか、いろいろその場面場面で検討しなければなりません。私はこの事業を通して、未来の大郷町がこの事業によって、次の世代が必ず生きるものと、そう信じて取り組んでいるところであります。

ただ、河道掘削の土砂をこの場所に利用するというのもございますが、いろいろ国交省の計画も急いでいるようですから、我々の事業計画も急いでいかなければならないというのが今の現状でありますので、そう長くかかってもおられませんので、19ヘクタール、スポーツXに活用する部分については町が買い上げるということでもありますので、これも早くやらなければなりませんし、今年度の作付は皆しておりますので、これが刈取り終わったらすぐ造成工事に入るという準備で、今、事務方は進めているようでもありますので、時間をかけてもということが、どれだけの時間が要するかということ、そんなに長い時間がかからない環境に来ておりますので、議会の御同意をお願いを申し上げたいということでもあります。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） お急ぎになっていると、その気持ちは十分分かるんですけども、やはりこの事業に関しては、もちろんスポーツX社が事業を行うわけでございますので、そこに町がやはりお金を使うと、億単位のお金を使うということになりますので、もちろん執行部としても行きたい、もうアクセル踏んでがんがん行きたいんだよという気持ちは分かるんです。ただ、私、議員としては、その気持ちは分かるんですけども、期待もするんですけども、やはり失敗もすることはできない、成功しなければならぬと私は思っているんです。ですので、急ぐ気持ちは分かるんですが、もう少し丁寧にと言ったらあれですけども、例えば、この後、38号議案、補正予算出るわけでございますが、その中に用地費なりが出てくるわけですね、この事業に関する費用なんですけれども、その説明を、なぜ全協、この間の全協に提出してくれなかったのかなど、

私はちょっとそこに残念に思っているんですが、提出できなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 用地費の御説明については、4月22日の全協のときにお話をさせていただいていると思っております。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き一般質問を続けます。

赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 4月に御説明をいただいていたということですね。1か月以上前なので、ぜひこの間の全協にも、今回ちょっと大きい補正予算になりますので、ぜひ提出いただいて、その中で、議員と執行部の中でいろいろなことを話し合いができればよかったのかなと思っております。

次に、先ほど御答弁の中に、町の抱える農業の担い手不足の課題の解決の一翼を担うという御回答がございました。農業の担い手が不足するという、不足しているということだと思っておりますけれども、その不足する原因、要因というのは、町としてはどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

農業の担い手不足につきましては、実際に当町では、法人さんであったり、個人の担い手さんであったりというところで、皆さんに生産いただいております。その中で、若い農業者の方も増えてきているのは間違いないこととございます。

ただ、いずれ大郷町の農地が約1,700ヘクタールある中で、一部山間部では既に耕作をやめられている水田もありますが、その中で、その面積を今いらっしゃる生産法人さんとか担い手の皆様だけでは、当然カバーし切れない部分、昨日もお伺いしましたが、農業は播種をして、収穫だけじゃなくて、草刈りとかそういったいろいろな部分の作業が大変なんだというお話もいただきました。そういった中で、今、農業の生産物の価格もある中で、農業でやっていこうという方々が一度減って、今、若い方が増えてきていますけれども、そういった部分がいろいろ寄与しまして、今の現状になっているのかなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 1,700町歩ということでございますが、今、現状としてはそんなに不足感はないということなのかなということだと思っておりますけれども、昨日も質問の中、たしか鈴木議員だったと思いますが、農業ではなかなか食べていくことができないということだったと思っておりますが、担い手が不足する一番の原因というのはそこにあるのかなと私は思っているわけでございます。

本町の場合は稲作、水稲でございますので、仮に今、経営体といえますか、一家庭で普通に生活をしていくことを考えて、子供も育ててというのを考えたら、大体どれぐらいの面積が必要になるのか。一般的なことでいいんですが、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） 昨今の農産物の価格にもよりますけれども、私が農家の皆様とお話ししてお伺いした中では、やっぱり10町歩という経営面積が一つのラインかなというお話も聞いたことがございます。これはあくまで個人の担い手の方からお伺いした面積等でございます。

ただ、その場合に、お米だけなのか、野菜とか、それから大豆とか、どういう生産体制かということも影響してまいりますので、一般的に聞いたときには10町歩が一つのラインかなというお話は何ったことがございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） おっしゃるとおり、10町歩ということだったんですが、10町歩でもちょっと厳しいのかなというのが水稲、稲作だと思っております。本当に水稲プラス何か畜産だったり、それを複合で経営するか、もしくは本当に違うことをやるということになってくると思っておりますけれども、そう考えたときに、今回のこのスポーツX様が農業の担い手不足をカバーするというのは、なかなかもうちょっと違う話になってくるのかなと私は思っているんですね。

ただ、ただですよ、これが新しいスマート農業という形で、工場なり畑を自分たちでやるというのであれば、それは全然問題はないと思うので、そこはしっかりと区別して、今、こういう御説明あるんですけれども、そこはちょっとしっかりと区別して、改めて考えていただく必要があるのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君） お答えいたします。

今回の55ヘクタールの中で、農業団地と言われる部分もごございます。三十数ヘクタールごございます。そこにつきましては、県内でも、東北でもモデルとなるような先進的な農業というのを目指す一方で、先ほど言った担い手となり得るといふ部分については、先ほど申し上げました、例えば地域の生産法人さんとコラボして、そういった草刈りだとか、そういったいろいろな農作業の部分を、スポーツ選手の練習以外の時間であるとか、引退した方のセカンドキャリアの中で、そういった法人さんともマッチングできればいいのかなという思いもあって、いろいろなそういった解消につながればいいなというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） あまりそこにはこだわらなくてもいいのかなと思っております。

次に、ちょっと計画の中でお伺いしたいことなんですが、町が億単位のお金を使うということなんですが、具体的にどのようなことに使っていくのかをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

まず、先ほど出ました1億を超える部分については用地費の支出にと考えてございます。そのほかは、現在、周辺、田んぼということで、用排水、それから雨水等の水路等走っておりますので、設計これからになりますけれども、その施設の振替とか、それから公共施設になる上下水道の設備とか、町としては公共の施設になるところの費用として、今後支出を考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 公共の施設、道路、用水路ということでございましたが、ということは、もう19町歩の中は一切やらないということによろしいんですね。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 中については、今のところはうちのほうでは手出しはしない予定でなっております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 今のところはということでは、将来どうなるか分からないということですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 中の上物とかに関しては民間さんの事業になるんですけども、造成ですね、吉田川の掘削道を造成しますので、もしそこに何か追加でとかという可能性があれば、そこは町のほうでやることとなりますので、その辺のところの可能性としては少しあるかなと思っています。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ちょっと整理させていただきたいんですけども、まずこれまでかかった費用なんですけど、用地取得、測量に関する用地取得に関して、測量設計で約2,497万円ということでした。今度、この後上程されます中で、用地費として1億1,860万円。地質調査、あとは基本設計ですかね、ここで5,423万円。ここまでの約1億9,780万円かかるということですが……失礼しました、1,978……1,900……失礼しました、1億9,780万円かかるということですのでよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 見積り等に少しの変動はあるかと思えますけれども、おおむねそのあたりを予定しております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ここからまた道路、あと用水路の実施設計ですかね、があつて、その後今度は工事の費用かかってくるということなんですけれども、概算で結構ですので、そこはそれぞれどれぐらいの金額を見積もっているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 今お話しした業務委託等については、今のお話のとおりで、その後、概略の概略ぐらいの設計ですけども、それだと工事費は、大体、今後7,000万円ぐらいを今予定していると。詳細については、今後の設計で固まってくると思ってございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 工事費で約7,000万円ですよ。あと設計で幾らかかるんですか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 今試算しているところでは、設計で先ほどお話しした、設計とか地盤の解析等で5,500万円ぐらいですね。そのところを見込んでございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 今ざっと概算の中で、大体3億2,000万ぐらいですかね、足すと、かかるということですが、そうなってきたときに、今回、企業版ふるさと納税の中から、基金から約5,500万円ぐらいですか、使うということだったと思うんですけども、全部一気に使うということではできないんでしょうか。1億100万円ですが。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

4月の議会でもお話ししましたが、用地費につきましては、今回町のほうで町民の方から貴重な財産を御購入させていただくんですが、そこには将来的に賃料というものが発生しますので、その賃料を用地費のほうで将来的に回収すると。その後は利益にもつながるという形で考えておりますので、今回の企業版ふるさと納税はなくて、あくまで町の収入を得るためのお金だということで、今回は充てておりません。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） その用地費に関しては、これから賃料収入があるので、そこには使わなくてもいいんですよという考えでよろしいかと思うんですけども、これから実施設計をするんですが、そこには使うということでもよろしい、5,500万円だったんですが、そこに使うということでもよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

企業はふるさと納税でございますが、できるだけ町の負担を減らすという意味で、企業版ふるさと納税につきましても、町独自の専用サイト等を使いまして集めますという予定をしておりますので、そのようなものを使って、できるだけ町の、今回は公共施設整備基金を取り崩しているわけでございますが、土地購入につきましては、できるだけ町としては支出を減らすような形のもので、何とかこの事業を行っていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 減らしていただくとというのが、これからもっともっとふるさと納税をしてもらうということですよ。ぜひぜひそこは頑張ってくださいねと思います。

そこで、用地費をこれから賃料で回収していくということだったと思うんですけども、大体年間、賃料として幾らぐらい、もう計画の段階ではあるのかなと思うんですけども、幾らになるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

まだ明確な金額というのは出しておりませんが、町のほうとしましては、高い賃料であればもちろん町のほうでは非常に助かるんですが、それに伴って経営のほうに影響したんでは元も子もありませんので、20年から30年の中で支出した金額をお返しいただくようなイメージをしております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 最近、金利もやっとなってきた中でございますが、金利も計算に入れて賃料を設定していくということによろしいんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） そのようにしていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 改めて整理しますと、今、概算で約3億2,000万円、この19町歩ですか、にはかかるということで、そのうちふるさと納税をまず5,500万円使うと。その後もできればふるさと納税、今あるのも使っていくということで、そうすると約1億円は減るわけですから、町の持ち出しとしては2億2,000万円ぐらいになっているのかなと、私の中で、今ざっとの計算なので、と思っておりますが。じゃあそこを賃料で回収していくとなったら、結構な金額になっていくと思うんですが、その賃料を考えたときに、やはり20年、30年というのは、ちょっとね、回収するのってちょっと難しいのかなと私は、意見なんですが、思っております。

その中で、かさ上げに関しては国が土砂を運んでくれるということで、整地する際にもしかするとお金がかかるということだったと思うんですが、その整地に関して、大体でいいんですよ、どれぐらい、これも概算で結構なので、見込みをつけているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） お答えします。

今、整地に関して、国のほうで整地までやるというところでお話進めていますので、そこで所要の盤ができれば、そこで引渡しになるかもしれませんし、そこで何か返上とか少しある場合は、そこからちょっと検討に入るかなと思っております。

すみません、ちょっと金額感に関しては、ならないとちょっと分から

ないので。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 金額が分からないということだったんですが、もし整地が必要になる場合には、それをスポーツ X 社にやっていただくということはお考えにならないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君） 基本的には 1 次造成と 2 次造成というのを分けておきまして、基本的に国と町でというところで 1 次造成考えていまして、その上に関してはスポーツ X さんのほうでやっていただくという、今、流れでは進んでおります。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 1 次造成の中に整地まで入っているということですか。なるほど、なるほど。

もうその整地までスポーツ X さんにやっていただいて、その分賃料を 5 年なり 10 年なり免除すると。そのほうが、私は町にとっては回収しやすいのかなというふうには考えるんですよ。今、3 億 2,000 万円使うわけですから。ふるさと納税引いて 2 億 2,000 万円。今度整地でまたお金を使うとなると、その分回収するのがちょっと大変になってくるので、もうあくまでも X さんにやっていただいて、その分賃料は取らないという考えも一つなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

そのような方法も相談しながら決定していきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） それでは、ちょっとまた話を費用から変えさせていただくんですが、先ほども鎌田議員の質問の中で、町長は、執行者としてはもう前にどんどん進んでいくと、おっしゃるとおりだとは思いますが、そこでやっぱりリスクを考えないわけには、私は議員としてはいかないなと思ってございます。この事業に関して、もしリスクとなるとすれば何か、そのお考えをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） リスクということになれば、この事業が途中で中断したということが町にとっては大きなリスクであります。始まった限り、成功するまで、私は代が替わっても続けていくという、企業理念にその精

神がなければ最初からやる必要はない。本町がスポーツと農業がコラボして、新しい農業の転換期だと私は思っております。いくら土地利用農業、展開しても、1軒のうちで10町歩の土地がなくて農業が成り立たないという話、10町歩でも成り立たない、そういう今の日本の土地利用農業の形態であるというふうに思います。この農業をいかにして大郷町が産業に変えなければ、この町は救えないというふうに思っています。今の農業形態でこの町が救えるということの保証は何もございません。大郷町で、今、農地から上がる税収考えますと、宅地の何十分の1であります。税額が。そういう環境にあって、とても昭和の農業の時代をいまだに、農業立地だと、農業が基幹作業だと言っていること自体が、もう時代錯誤しているんじゃないかというふうに私は思いますよ。正直言って。だからこの農業の、農家の担い手が育たないということ。これを産業に変えなくてないというのが、私は30年前から言っている話ですよ。農業を産業に変えなければ、農業の担い手は育たないと。それから、圃場整備をして、前川はこれから圃場整備ですよ。圃場を整備して、土地利用農業でももっと区画整理大きくした農地でのスマート化を進める以外ないと、私は思います。

ここでスポーツXと巡り会ったのが幸か不幸かということに申し上げれば、不幸になるのではないかという厳しい御指摘の町民にもお会いしました。私といろいろ議論していて、町はそこまで考えているかと、じゃあ協力しましょうということで、土地も協力していただきました。今、全19町歩の地権者皆さんから御理解をいただいて、同意の判こをいただいたので、いよいよ農地転用にこれから入るわけですが、今年の秋の稲刈り終わりましたら、すぐ盛土に入るというスケジュールでありますので。それぐらい今、町は農業に代わる産業が見当たらない中で、農業を基幹産業だと言っている、この農業に新しいスマート農業加わって、初めて大郷町の農業のインバランスになるのではないかというふうに思います。今の農業の形態では、恐らく農業法人そのものがリタイアする法人も出てくるんじゃないかというふうに思いますが、できるだけスマート化を進める圃場整備を進めてまいりたいなというふうに思っておりますので。

前川地区は全体面積30%ぐらいは畑地化になるのではないかというふうに思いますが、30町歩、40町歩畑地化にして、今回の55ヘクタールと合わせた新たな農業展開して、私はよそこに違う金太郎あめだと言われないう町になるためには、あえて農業という事業と他の産業との組合せが大

事だということを、今回のスマートスポーツを選択した所以であります。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 町長のこの町に何とかしたいと、この町を何とかしたいという思いはもうずっとずっと、何回も聞いていますので、これもしつかりと受け止めていますので。その上で、先ほどリスクということを考えるのであれば、この事業が成り立たなかったときと。そこで土地は残るということをおっしゃっていたと思うんですけども、今回、農地転用を、目的があって農地転用をかけるわけでございます。もし仮にその事業ができなかった場合に、その用地をほかの事業に使うことができるのかどうか。できるんですか。

議長（石川良彦君） 町長、答弁願います。できますかということ。

副町長（金須豊洋君） 町長申し上げたのは、今の企業がということなんですが、まず町とすれば、第一義的には成功するように、まず進めているということでございますので、それもスポーツXさんの事業計画については、1期工事エリアと2期工事ということで、まずは早急には1期工事の部分を、今後、利用開始に向けて進めるということでございますので、まずは町としては、町民の方々が心配しないような事業の進め方をしていくというのが一つあります。

あとは、今回の造成される約20ヘクタールのエリアにつきましては、農地転用をして、町が敷地自体の所有者になりますので、今後、そのリスクという部分ではないかもしれませんが、町の所有物になりますので、例えばいろいろな不測の事態が生じた場合についての利用計画については、非農用地の中で利用計画を検討していくという形になります。

ですので、私が言っているのは、そういったことを前提ではないということ何遍も繰り返しますけれども、成功するように町としては進めていくと。ただ、そのリスクと言われれば、そういった町が取得した土地をどう利用するかというのは、当然、今後、賃貸借契約もスポーツXとしてまいりますので、そういった条件の中できちっと明確に書いてまいりますし、そういった町民の心配が起きないような内容にもしていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 副町長、万が一の場合だから用途変更、使い道変更できるんですかと。できるんですかと、変更できるんですかと聞いているん

です。

副町長（金須豊洋君）　　ですので、町が持っている所有地になりますので、一つは事業計画の変更というものが必要になりますので、現在は町が描いた55ヘクタールの、全体55のまず計画については国の同意をいただいて、その中で、町が土地利用調整計画を県と一緒につくって、今回はスポーツXがそのうち20ヘクタール部分の地域牽引を、事業計画を出して承認いただいて……（「簡単に言ってください。用途変更できるかできないかと聞いているんですから」の声あり）ですので、事業計画というものが必要になると思います。Xさん以外の事業者が実施するということになれば、現在の事業計画はあくまでもXさんで承認いただいていますので、計画の変更が必要になるということでございます。

議長（石川良彦君）　　赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君）　　おっしゃりたいことは重々分かるんです。もう絶対成功してもらわないと困りますので。仮に1期分の造成ではできるんですよ。今もう自己資金もございますので、ということだと思っております。もう1期分ができなくなり、ちょっと不測の事態があった場合に、その用地を、今の事業計画を変更すれば、町の自由に使えるということで私は理解したんですけれども、その際に、例えば国の事業でかさ上げするわけですよ。そこのペナルティーとかというのはないんでしょうか。

議長（石川良彦君）　　答弁願います。町長からいいですか。町長。

町長（田中 学君）　　20ヘクタールは、19ヘクタールは、スポーツ育成に使う分については、農地から宅地に変わるわけですから。その宅地が町の資産ですから。その資産をスポーツXが駄目だったということであれば、次の利用目的に町が使っていくと、こういうことです。だから心配ない。そのために、万が一あっても困らないように町が取得したほうがいいということで、町の税金の再生産を図るべというやり方でございますので、大丈夫だというふうに……（「ペナルティーはないんですね。ペナルティーはないということで」の声あり）ないです。

議長（石川良彦君）　　赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君）　　それを聞いて安心いたしました。ですので、ぜひぜひ3億2,000万円以上の効果を上げるように、しっかりと計画を立てて、計画しっかり立てていただいてやっていただきたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（石川良彦君）　　これで赤間繁幸議員の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わります。

日程第3	報告第4号	専決処分の報告について
日程第4	報告第5号	専決処分の報告について
日程第5	報告第6号	専決処分の報告について
日程第6	報告第7号	専決処分の報告について
日程第7	報告第8号	繰越明許費繰越計算書について
日程第8	報告第9号	事故繰越し繰越計算書について

議長（石川良彦君） それでは、次に、日程第3、報告第4号 専決処分の報告について、日程第4、報告第5号 専決処分の報告について、日程第5、報告第6号 専決処分の報告について、日程第6、報告第7号 専決処分の報告について、日程第7、報告第8号 繰越明許費繰越計算書について、日程第8、報告第9号 事故繰越し繰越計算書についてを一括議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第4号及び報告第5号、報告第6号並びに報告第7号の報告を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、報告第4号について御説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第4号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

2ページを御覧ください。

専決第3号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

大郷町税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日 専決

大郷町長 田 中 学

今回御報告します大郷町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に国会で可決成立し、同日公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和6年度

課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。

3 ページの別紙を御覧ください。

改正内容です。

大郷町税条例（昭和36年大郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条の7第1項、所得税法の規定の見直しに伴う寄附金税額控除の規定の整備となります。

4 ページを御覧ください。

第18条の2第1項及び第6項は、町民税の申告の規定で、項ずれによる改正です。

第27条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等の規定で、項ずれによる改正です。

第31条は、町民税の減免の規定で、新たに職権による減免規定を追加するものです。

5 ページを御覧ください。

第32条の7は、特別徴収税額の納入の義務等の規定で、項ずれによる改正です。

第35条は、固定資産税の非課税規定の適用申告に係る規定で、法律改正に合わせ改正するものです。

第42条の3第2項は、法の規定による固定資産税額の案分の申出に係る規定で、項ずれによる改正です。

第50条は、固定資産税の減免に係る規定、第54条は、固定資産税に係る不申告に関する過料の規定、第114条の3は、特別土地保有税の減免に係る規定で、それぞれ新たに職権による減免規定を追加する改正です。

附則3条の2、延滞金の割合等の特例の規定で、項ずれによる改正です。

附則第3条の4、公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定を削除し、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等を規定する附則第3条の5を繰り上げ、附則第3条の4とするものです。

6 ページを御覧ください。

附則第3条の5、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に係る規定の新設になります。

7 ページを御覧ください。

附則第4条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除に係る特例に係る規定で、法律改正、条例の条ずれによる改正になります。

附則第5条、個人の町民税の配当控除に係る規定で、項ずれによる改正です。

附則第5条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定で、法規定の新設になります。

附則第5条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例に係る規定で、法規定の新設になります。

10ページを御覧ください。

附則第5条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得の個人の町民税に関する規定で、法規定の新設になります。

次に、14ページを御覧ください。一番下になります。

附則第5条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定で、法規定の新設になります。

15ページ、7行目になります。

附則第6条、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で、特別税額控除の算定に用いる所得割額の額について、当該規定の適用のものとなるよう読替規定を追加、条ずれを改正するものです。

附則第8条の2、わがまち特例の規定で、新設に伴う改正と項ずれによる改正になります。

16ページを御覧ください。

附則第8条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定で、法改正による新設と項ずれを改正するものです。

下から3行目になります。附則第8条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定で、法改正による項ずれを改正するものです。

附則第9条から17ページの附則第13条は、固定資産税の特例の規定で、法律改正に伴い年度更新するものです。

次に、下から4行目になります。附則第14条の3第3項から、19ページ、附則の前のところになりますが、附則18条の3第5項は、それぞれ所得に係る町民税の課税の特例規定で、法律改正に伴い、特別税額控除の対象となる所得割額について、個人の住民税の所得割額を含めるとする読替規定を追加するものとなります。

附則として、第1条は施行期日について規定しており、改正条例は、原則令和6年4月1日より施行するものです。ただし、各号に掲げる規定につきましても、それぞれ定める日からの施行となります。

第2条は町民税、20ページを御覧ください、第3条は固定資産税に関し、それぞれ経過措置の適用関係について規定したものでございます。

以上で大郷町税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

続きまして、報告第5号について説明いたします。

議案書の21ページをお開き願います。

報告第5号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

22ページを御覧ください。

専決第4号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日 専決

大郷町長 田 中 学

今回御報告します大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行例等の一部を改正する政令が3月30日に公布、原則4月1日から施行されたことを受けまして、令和6年度課税に支障を来さないよう、専決処分により対応したものでございます。

23ページの別紙を御覧ください。

改正内容になります。

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中、22万円を24万円に改めるもので、後期高齢者支援分の課税限度額の引上げとなります。

第23条は、保険料の減額を規定していますが、第23条第1項中、後期

高齢者支援分の課税限度額22万円を24万円に、同項第2号は、5割軽減判定基準額29万円を29万5,000円、同項第3号は、2割軽減判定基準額53万5,000円を54万5,000円に改めるものです。

附則として、令和6年4月1日より施行し、令和6年度以後の年度分に適用し、令和5年度分までは従前の例によるものです。

以上で国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

それでは、報告第6号について説明いたします。

24ページをお開き願います。

報告第6号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

25ページを御覧ください。

専決第5号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日 専決

大郷町長 田 中 学

26ページを御覧ください。

今回御報告します条例の一部を改正する条例につきましては、省令の一部改正に伴い、省令の施行日に合わせ、専決処分を行ったものでございます。

改正内容になります。

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年大郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

不均一課税に関して規定している第2条中、令和6年3月31日を令和8年3月31日に改めるものです。

この改正により、令和8年3月31日までに整備計画の認定が行われ、移転や対象施設等を設置した事業者に対して、3年間固定資産税を不均一課税することができることとなります。

附則として、令和6年4月1日より施行し、施行日以後に新設または増設される施設について適用し、施行日以前に新設され、または増設された施設については、なお従前の例によるものです。

以上で地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

それでは、報告第7号について説明いたします。

27ページをお開き願います。

報告第7号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

28ページを御覧ください。

専決第6号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月31日 専決

大郷町長 田 中 学

29ページを御覧ください。

今回御報告します条例の一部を改正する条例につきましては、省令の一部改正に伴い、省令の施行日に合わせ、専決処分を行ったものでございます。

改正内容になります。

大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年大郷町条例第28号）の一部を次のように改正する。

対象及び期間に関して規定している第2条中、令和6年3月31日を令和9年3月31日に改めるものです。

この改正により、令和9年3月31日までに対象資産を取得した事業者に対して、3年間固定資産税を課税免除するものとなります。

附則として、令和6年4月1日より施行し、施行日以後に新設または増設される施設について適用し、施行日以前に新設され、または増設された施設については、なお従前の例によるものです。

以上で、大郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で報告第4号及び報告第5号、報告第6号並びに報告第7号の報告を終わります。

次に、報告第8号及び報告第9号について報告を求めます。財政課長。財政課長（菅野直人君） それでは、報告第8号について御説明いたします。

議案書30ページをお開きください。

報告第8号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和5年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

31ページをお開きください。

令和5年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費、財務会計システム定額減税対応改修事業66万円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。令和6年度税制改正に伴う所得税及び住民税の定額減税に対応するシステム改修で、令和6年12月完了予定でございます。

新規関係システム定額減税対応改修事業365万2,000円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。繰越し理由は全件と同じです。令和6年9月完了予定です。

町道未登記処理事業148万5,000円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。町道泥畑三本木線の一部未登記となっている箇所調査、測量、分筆等で、令和6年7月完了予定です。

第3項戸籍住民台帳費、住民情報システム・戸籍情報システム改修事

業1,227万6,000円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金1,227万6,000円で発注作業中です。住民台帳システム及び戸籍情報システムの氏名、送り仮名表記機能を追加するシステム改修で、令和7年3月完了予定です。

第3款民生費第1項社会福祉費、価格高騰支援給付金事業、均等割880万円、繰越額210万円、全額既収特定財源で、令和5年度事業分は年度内に完了しております。繰越額は令和6年度事業分に充てるものでございます。住民税均等割のみ世帯、課税世帯に1世帯10万円を寄附したものでございます。

価格高騰支援給付金事業、子供加算250万円、繰越額60万円、全て既収入特定財源で、全件同様に令和5年度事業分は年度内に完了しております。繰越額は全件同様に令和6年度事業に充てるものです。住民税非課税及び均等割のみ世帯の18歳以下の子供に1人当たり5万円を給付したものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費、健康おおさと21プラン策定事業297万円で繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。市町村健康増進計画を策定するもので、令和7年3月完了予定です。

新型コロナ対策事業293万5,000円、繰越額278万5,000円、未収入特定財源としまして国庫支出金278万5,000円で、令和6年5月完了予定です。全額公費負担での新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種分になります。

第5款農林水産業費第1項農業費、テレワーク施設整備事業6,443万9,000円、繰越額6,140万8,000円、未収入特定財源としまして国庫支出金2,748万円、地方債2,250万円、一般財源1,142万8,000円で、発注作業中です。縁の郷のテレワーク施設整備で、令和6年6月完了予定です。

第7款土木費第2項道路橋梁費、橋梁新設改良事業1億8,920万円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして国庫支出金7,747万円、地方債1億1,060万円、一般財源13万円で発注作業中です。成田橋橋梁修繕工事で、令和6年9月に完了予定でございます。

第4項住宅費、町営住宅修繕事業149万5,000円、繰越額同額、全て一般財源で令和6年4月完了済みです。入退去者による町営住宅の3戸の修繕でございます。

第5項都市計画費、中粕川地区防災拠点整備事業6億5,286万5,000円、繰越額6億5,086万4,000円、未収入特定財源としまして国庫支出金2億1,710万7,000円、地方債3億4,520万円、一般財源9,055万7,000円で発

注作業中です。防災コミュニティセンター建築、かわまちづくり実施計画の検討、国受託事業である避難道路整備に関するもので、防災コミュニティセンター建築及びかわまちづくり実施計画は令和7年3月、国受託事業は令和6年6月完了予定です。

第9款教育費第2項小学校費、大郷小学校階段等修繕事業253万円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。校舎北側にある階段及び斜面の修繕で、令和6年6月完了予定です。

第3項中学校費、大郷中学校長寿命化計画策定事業515万円、繰越額495万円、全て一般財源で、校舎及び体育館の効果的な維持管理と修繕費の平準化を計画する長寿命化計画の策定で、令和6年7月完了予定です。

第4項社会教育費、B & G海洋センター屋根改修事業3,083万円、繰越額同額で、未収入特定財源としまして地方債1,240万円、その他としまして公益財団法人B & G財団からの地域海洋センター修繕助成金1,406万円、一般財源437万円で、令和6年5月完了済みでございます。B & G海洋センターの屋根修繕でございます。

第10款災害復旧費第3項農林水産施設災害復旧費、農林施設災害復旧事業114万5,000円、繰越額同額、全て一般財源で発注作業中です。鶴田川沿岸土地改良区災害復旧事業負担金で、法堂、揚水機場分となります。令和7年3月完了予定です。

以上、合計繰越明許費9億8,293万2,000円、翌年度繰越額9億7,095万円、既収入特定財源270万円、未収入特定財源のうち国庫支出金3億3,711万8,000円、県支出金ゼロ、地方債4億9,170万円、その他1,406万円、一般財源1億2,537万2,000円です。

以上で、報告第8号 令和5年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

続きまして、議案書33ページをお開き願います。

報告第9号について御説明いたします。

報告第9号 事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、令和5年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

34ページをお開き願います。

令和5年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について、款、項、

事業名、支出負担行為額、支出負担行為額の内訳、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明いたします。

第3款民生費第1項社会福祉費、地域福祉計画策定事業、支出負担行為額629万9,000円、うち、支出未済額629万9,000円、翌年度繰越額629万9,000円、全て一般財源で発注作業中です。地域福祉に関する事項を具現化する地域福祉計画の策定に当たり、同時に策定を進めた障害福祉計画及び介護保険事業計画との整合性を図ることに時間を要したため、事故繰越しとなったものです。令和7年3月完了予定です。

以上で、報告第9号 令和5年度大郷町一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第8号並びに報告第9号の報告を終わります。

以上、専決処分、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告でありますので、報告のみとなります。

ここで10分間休憩といたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時36分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第9、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

人事案件となりますので、議場を閉鎖し審議を行うこととしたいと思います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第3号 大郷町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字日向25番地の8

氏 名 高 橋 賢 之
生年月日 昭和47年 2月11日
令和 6年 6月 4日提出

大郷町長 田 中 学

次ページの経歴書を御覧いただき、同意を賜りますようお願い申し上げます。
提出理由といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番鈴木利博議員、4番赤間則幸議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願ひます。なお、白票の取扱ひは議会運営に関する基準118の規定により、否決とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願ひます。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。鈴木利博議員及び赤間則幸議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票
うち有効投票 11票
無効投票 0票
有効投票のうち 賛成 11票
反対 0票

以上のお通り、賛成全員であります。

したがって、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開錠〕

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第10 | 議案第36号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第37号 | 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第38号 | 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第2号） |

議長（石川良彦君） 次に、日程第10、議案第36号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第11、議案第37号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、日程第12、議案第38号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず初めに、議案第36号及び議案第37号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第36号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書38ページを御覧ください。

議案第36号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の改正は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布・施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する国の基準の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明申し上げます。

改正の内容でございますが、第23条では、重要な事項につきましては、書面に加えインターネットを利用し広く公衆の閲覧に供しなければならないとするものです。

第42条では、特定地域型保育の基準に関する文言を国の基準に合わせるものです。

第50条では、現在の引用条文に不足する文言があったため、追加補正するものです。

第53条では、コンピューターの使用に際し、具体的な媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に改め、一般的な言い回しとするものです。

次のページを御覧ください。

この条例については公布の日から施行し、4月1日に遡って適用することを附則で定めるものです。

以上、議案第36号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第37号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書41ページを御覧ください。

議案第37号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

規約の変更理由といたしましては、マイナンバー法の一部改正により、今年の12月2日以降、現行の被保険者証についてはマイナンバーカード

と一体化され発行されなくなることに伴うものであり、広域連合の規約を改正する場合には関係する市町村の議会の議決が必要なことから、今回、お諮りするものでございます。

次ページの別紙について御説明を申し上げます。

変更の内容でございますが、規約第4条で規定する、市町村が行う事務を別表第1として示しておりますが、2、被保険者証及び資格確認書の引渡し及び3、被保険者証及び資格確認書の還付の受付について、被保険者証の文言を削除し資格確認書等とするものです。

附則といたしまして、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、議案第37号につきまして提案理由の説明といたします。ただいま御説明いたしました議案第36号、議案第37号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第36号及び議案第37号について説明を終わります。

次に、議案第38号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第38号 一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第38号 令和6年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,005万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,061万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月4日 提出

大郷町長 田 中 学

最初に、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算の主な内容としましては、SSP事業計画地のスポーツエリア及び公園エリアの地質調査、基本設計業務委託料、同事業計画地の用地買収に伴う土地購入費、国主導で行政に関わる業務システムをクラウド上で共通化・標準化するガバメントクラウド導入業務委託料、農業法人等の機械購入に係る市町村総合補助金、新型コロナウイルス予防接種の定期接種化に伴う予防接種業務委託料等による増になります。

歳入では、補助事業見合いの国及び県補助金、財政調整基金、公共施設整備基金、企業版ふるさと納税基金等において、財源調整をしております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず歳入です。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金8,708万円の増額補正です。児童手当制度の改正に伴うシステム改修費及び事務費としての子ども・子育て支援事業補助金、戸籍法の改正により戸籍の氏名・送り仮名通知をするための戸籍システム改修費としての社会保障税番号制度システム整備費補助金、国主導で行政に関わる行政システムをクラウド上で共通化標準化するガバメントクラウド導入のためのデジタル基盤改革支援補助金の増等によるものです。

第16款県支出金第2項県補助金552万4,000円の増額補正です。令和6年度から、これまで宮城県で行っていた不妊検査及び不妊治療の助成事業を市町村で実施することになったことによる不妊検査費助成事業費補助金及び不妊治療費助成事業補助金、農業法人等の機械購入等に係る市町村総合補助金の増等によるものです。

第19款繰入金第1項基金繰入金1億7,552万5,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金繰入金は、SSP事業計画地の土地購入費及び町施設修繕等の繰入れ、企業版ふるさと納税基金は、SSP事業計画地のスポーツエリア及び公園エリアの基本設計業務委託料等に繰入れするものです。

21款諸収入第5項雑入1,592万1,000円の増額補正です。宝くじ収益を財源として、上村地区の自主防災に必要な発電機及び物置の購入のためのコミュニティ助成金、新型コロナウイルスワクチン接種の定期接種化に伴う国負担分の新型コロナウイルス助成金の増となります。なお、ワクチン接種料は1人当たり1万5,300円で、1人当たりの国負担分は8,300円、町負担は4,000円、個人負担は3,000円となる見込みです。

歳入補正額合計 2 億 8,405 万円の増額となります。

続きまして、4 ページをお開き願います。

歳出です。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費 2 億 4,440 万 4,000 円の増額補正です。国主導で行政が関わる行政システムをクラウド上で共通化・標準化するガバメントクラウド導入業務委託料及び回線使用料、IT によって議事録作成をするためのソフトウェア使用料及び機械器具購入費、高齢者コミュニティセンター床修繕工事及び旧大郷町歯科診療所フェンス撤去等のための町有財産修繕工事、地区要望による前川承水路の土砂撤去工事、庁舎建設における建設手法の再検討のための職員視察旅費等、上村地区の自主防災に必要な発電機及び物置購入に係るコミュニティ助成事業助成金、SSP 事業計画地のスポーツエリア及び公園エリアの地質調査、基本設計業務委託料、同事業計画地の用地買収に伴うスポーツエリア約 19 ヘクタール及び公園エリア約 1 ヘクタールの土地購入費、職員の時間外勤務手当等の増となります。なお、職員の時間外勤務手当につきましては、令和 6 年度は当初予算編成時に、財政課より各課に予算圧縮等のため、令和 4 年度実績の半額を計上し 9 月補正時に残額を調整するよう通知しておりましたが、人事異動や業務増によって、9 月補正まで時間外勤務手当が不足する見込みがあったことや、児童手当の改正による時間外勤務手当が国庫補助対象となったことから、今回、補正予算を計上しております。

第 3 項戸籍住民基本台帳費 163 万 4,000 円の増額補正です。先ほど歳入でも御説明しました戸籍法の改正により、戸籍の氏名・送り仮名通知をするための戸籍システムの改修業務委託料の増です。

第 3 款民生費第 1 項社会福祉費 213 万 6,000 円の増額補正です。職員の時間外勤務手当、障害者等緊急時支援体制整備事業について、社会福祉法に基づく社会福祉事業として非課税事業で契約を締結しておりましたが、厚生労働省より社会福祉事業に該当しないとの通知があったため、課税事業として令和元年度から 4 年度までの消費税及び延滞税を委託事業者を支払うための補償金を計上するものです。

第 2 項児童福祉費 26 万 9,000 円の増額補正です。児童手当制度改正に伴う対象者への通知に必要な消耗品、封筒の印刷製本費、郵送料等の増です。なお、歳入で御説明しました業務システム改修費は、当初予算に計上済みのため、予算充当のみで予算計上はありません。

第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費 2,509 万 9,000 円の増額補正です。職員

の時間外勤務手当、夫婦1人3万円の不妊検査助成費及び1回5万円の不妊治療費助成、秋頃から開始予定の65歳以上を対象とした新型コロナウイルス予防接種の定期接種化に伴う予防接種業務委託料等、各行政区のごみ集積籠更新時の価格高騰に対応するための町環境衛生事業補助金の増等になります。

第5款農林水産業費第1項農業費749万9,000円の増額補正です。職員の時間外勤務手当、農業法人等2団体の大豆コンバイン購入及び主食用米直販による収穫確保助成に係る市町村振興総合補助金の増等です。

第6款商工費第1項商工費72万5,000円の増額補正です。職員の人件費の調整、時間外勤務手当の増です。

第7款土木費第1項土木管理費76万2,000円の増額補正です。職員の人件費の調整による増です。

第5項都市計画費36万7,000円の増額補正です。緊急対応が必要な郷郷ランド等の公園修繕費の増です。

第9款教育費第1項教育総務費115万5,000円の増額補正です。小中学校に勤務する現在の外国語指導助手が結婚により帰国することとなり、新たな外国語指導助手を迎えるため、帰国及び来日旅費、居住用備品等の更新のための予算計上による増です。

歳出補正額合計2億8,405万円の増です。

以上、補正前の予算額58億7,656万7,000円に、歳入歳出とも2億8,405万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ61億6,061万7,000円とするものです。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

追加2件となります。

1、ガバメントクラウド導入業務。設定期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は1億3,023万5,000円です。国主導で行政に関わる業務システムをクラウド上で共通化・標準化するガバメントクラウドの令和8年度運用開始に向けて、システム導入作業を円滑に進めるため、債務負担行為を設定するものです。

2、住民情報システム賃貸借。設定期間は令和6年度から令和12年度まで、限度額は1億2,442万円です。令和8年度運用開始のガバメントクラウド移行に伴うシステム導入作業をガバメントクラウドの導入作業と同時期に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものです。なお、費用を平準化するため、複数年契約をするものです。

以上で、議案第38号 一般会計補正予算（第2号）につきましての提案理由の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第38号について説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午 後 4 時 0 6 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員